

# 議 事 日 程

令和元年第3回浜中町議会定例会

令和元年9月12日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	発議案第2号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第 7	報告第4号	専決処分の報告について
日程第 8		一般質問
日程第 9	議案第59号	浜中町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第60号	浜中町税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第61号	浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第62号	浜中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第63号	浜中町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第64号	浜中町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第65号	浜中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

		を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第66号	浜中町立学校施設使用条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第67号	工事請負契約の変更について
日程第18	議案第68号	財産の取得の変更について
日程第19	議案第69号	令和元年度浜中町一般会計補正予算（第4号）

開会 午前10時00分

---

◎開会宣告

---

○議長（波岡玄智君） ただいまから、令和元年第3回浜中町議会定例会を開会します。

---

◎開議宣告

---

○議長（波岡玄智君） これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって5番加藤議員及び6番前田議員を指名します。

---

◎日程第2 議会運営委員会報告

---

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については議会運営委員会から、本定例会の議事運営について、報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

8番三上議員。

○8番（三上浅雄君） （口頭報告あるも省略。）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期の決定

---

○議長(波岡玄智君) 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮します。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から13日までの2日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から13日までの2日間と決定しました。

---

### ◎日程第4 諸般報告

---

○議長(波岡玄智君) 日程第4 諸般の報告をします。

まず、本定例会に付された案件はお手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第5 行政報告

---

○議長(波岡玄智君) 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（松本博君） おはようございます。本日は、第3回浜中町議会定例会に議員全員の出席をいただき、誠にありがとうございます。

先の議会から、本日までの主なる行政報告を申し上げます。

（行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 引き続き教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（内村定之君） 前議会から、これまでの教育行政の主なものについて御報告いたします。

（教育行政報告あるも省略。）

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

---

◎日程第6 発議案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第6 発議案第2号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（白川貴之君） （発議案第2号 朗読あるも省略。）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本案は、趣旨説明、質疑討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

これから発議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 報告第4号 専決処分の報告について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第7 報告第4号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第4号「専決処分の報告について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一般会計の専決処分につきましては、避難施設等建設工事の設計変更に伴う経費を追加し、歳入歳出の予算補正を、8月20日付けをもって専決処分させていただいたところであります。

補正の内容といたしましては歳出では、8款消防費、「避難施設等建設に要する経費」で、拠点避難地造成において掘削時に不良土が出現したことから、避難道路建設工事が出る残土を置き換え材とし、不良土については場外搬出とする設計変更で1,786万円を追加し、財源につきましては、19款繰越金と21款町債を充てさせていただきました。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は90億3,298万3,000円となります。

次に「第2表地方債補正」につきましては、拠点避難地建設事業の限度額の変更による補正であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから報告第4号の質疑を行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） ただいま町長から御説明をいただきました。避難施設等建設工事について1,786万円の補正であります。既定予算は9億5,234万4,000円で追加されまして9億7,020万4,000円となるわけですけれども、ただいま説明があったように8月7日の全員協議会でも説明がありましたが、駐車場一帯に粘土系の土質が広がっていて駐車場と敷地内、道路周辺の緑地帯、不良土の掘削置き換えが必要だ

と。掘削不良土場外運搬、これも含めて、設計変更がされると聞いておりました。その費用についてはおよそ2,000万円から2,200万円程度と見込まれておりましたが、これが、1,786万円になったわけです。それで、これが設計額だとすれば現契約は3億2,832万円で、それに1,786万円を加えて、3億4,618万円となるはずですが、関連する議案の第67号では、工事請負契約の変更は、変更後3億4,816万円となっておりまして、198万4,000円多い訳ですけれども、契約変更の議決に関しては、この分多く支払いがされると単純に、思えばそういうふうになるわけです。これについては多分裏があるのかなと思っておりますけれども、その辺の説明をわかりやすくしていただきたい。それと、追加費用については、歳入で緊防債の適用ということで、1,780万円見込まれておりますけれども、緊防債の対象と見ていいのかどうか。議案第67号でいきますと、当初契約の3億2,832万円から契約変更後の3億4,816万4,000円を差し引きますと、1,984万4,000円の増となります。1,984万4,000円ということであれば、この起債も1,984万4,000円で、端数切捨てで1,980万円となると思うんですが、その辺の説明をしていただきたい。それから、不良土の置き換えは、置き換える砂は、山砂になると思うのですが、山砂を入れる費用も購入する費用もこの中に入っているのかどうかお聞きしておきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 専決処分に関連した消防費の避難施設の建設工事の1,780万円、それと関連して議案67号との数字の違いの説明をさせていただきます。まず、今回専決処分させていただいた1,786万円でございますけれども、これにつきましては、避難拠点施設で令和元年、2年で続けるの工事で、継続費の方も組まさせていただいておりますが、議案第67号の契約変更の中では1,984万4,000円ではないかということでございますが、令和元年の部分払いが、今年度予定してございます。これにつきましては、当町の財務規則の146条の第2項に、その部分払いの率は9割を超えてはならない規定がございまして、それで、全体の1,984万4,000円の額ではありますが、今年度は9割の1,786万円の専決処分の予算額になってございます。それから、土砂の置き換えでございますけれども、これは議員おっしゃられるように白粘土が発見され、それを置き換える土砂につきましては、今現在進めている避難用道路から出る土砂を当初から予定していた防災広場に利用しながら、と置き換え用にも利用

することで考えてございます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 緊防債について御答弁申し上げます。今回の補正額1,786万円のうち、10万円未満の6万円の端数を切り捨てまして、近防債の対象として申請する考えであります。避難施設等建設工事になりますので、これは近防債の対象になるということで起債申請するところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） ただいま説明いただきました。これは、議案第67号を見ないとわからないです。設計額が、1,984万4,000円でその部分払いを予算計上しましたという説明がなければ、わからない。緊防債については令和2年の対象になるということで、いいのかどうか確認をしておきたいと思えます。それと山砂の関係ですが、業者曰く、今掘削した残土を仮置きしてそれをまた戻す、粘土質以外のもの入れるとの事ですが大変困っているみたいです。山砂業者負担で入れるというような方向にあるような話も聞いていますので、その辺をきちんと確認して、業者に負担かけないように補正で検討するだとか、そういうことが必要ではないのかと思えますのでお答えをいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 私から緊防債の御答弁申し上げます。今回の契約変更額1,984万4,000円でございます。先ほど総務課長が御答弁申し上げましたとおり、そのうちの9割が1,786万円で残り1割、198万4,000円、これが令和2年度の支払い分ということになります。本年度ですけれども、先ほど申し上げましたとおり1,780万円を令和元年度の起債として申請します。残りの198万4,000円ですけれども、端数切り捨てて190万円、これは、令和2年度の起債申請で財源措置を考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（赤石俊行君） 置き換えする残土の関係でございます。不良土につきましては敷地内から約2900立米程度出るものでございます。そのうち現場の方から出る、2500～2600立米の良質な軟岩質の採石がございまして、それを再利用して埋戻ししていきたいと考えております。それでも足りない部分、500立米程度については新規に砂利を購入して、埋め戻していきたいと考えております。それも設計額に含ま



れております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

これから報告第4号の討論を行います。

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから報告第4号を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって報告第4号は、承認することに決定しました。

---

## ◎日程第8 一般質問

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第8 一般質問を行います。

通告の順序に発言を許します。

1 番川村議員。

**○1番（川村義春君）** 通告に基づき一般質問を行います。1点目の質問事項は、防災計画の見直しと目指す防災対策についてです。平成29年12月に政府の地震調査研究推進本部が、千島海溝沿いにおいて、30年以内にマグニチュード8.8以上の超巨大地震が発生する確率が最大40%であると発表しております。このことによって、大きな地震津波災害が想定されておりますので、以下の質問に簡潔に御答弁をいただきたいと思っております。

まず初めに、国が行っているであろう津波浸水シミュレーションの結果は、示されているのかどうか。平成24年6月28日に北海道が公表した新たな津波浸水予測による津波高との違いはどうであろうか。この時点では1番高い津波高は琵琶瀬で34.6メートル、遡上高で同じく琵琶瀬で43.8メートルでございました。違いがあるかどうか、まずお知らせいただきたい。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** お答えいたします。議員おっしゃいますとおり、国の方では、マグニチュード8.8程度以上の、超巨大地震が今後30年以内に発生する確率ということで、国では7%から40%という数値を出してございます。この津波に対する、沿岸海域の予想津波高でございますけれども、現在のところ国からの公表はされていないという状況でございますので、平成24年に北海道が公表いたしました、新たな津波浸水予測、これとの比較ということは現在の所できないと状況でございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 国の方の見直しがまだされてない状況のようであります。今後公表されるであろう時期の情報は受けておりませんか。まずお聞きします。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** お答えいたします。国の津波高の公表でありますけれども、北海道のお話では早ければ、今年8月ごろに公表したいという情報も流れてございました。これは事務サイドの話で、情報が流れておりましたけれども、現在のところまだ公表には至っていないということでございます。やはり、調査内容の調整に時間がかかっているというようなことでございます。また、今回公表する国の予想津波高につきましては、国の津波防災地域づくりに関する法律に基づいて、国が予想高を出すということでございます。その予想高に基づいて、都道府県が津波浸水を想定、シミュレーションを出していく構えになっていきますので、国が津波高を公表し、その後、北海道において、浸水予測の作業に入るということでございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 聞いてみないとわからないですね。国が示したものに基づいて、浜中町の防災計画の見直しとなるのかなと思っていましたが、国が出す予想高に基づいて北海道が浸水予測のシミュレーションをして、それを受けて町の計画が変わっていくと、このように理解していいですか。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** お答えいたします。国の津波防災地域づくりに関する法律に基づき国が、津波浸水の津波高を出して、北海道がシミュレーションを出します。それに基づき北海道が津波の基準高を示します。基準高というのは、津波から逃れる高さ、浸水の基準・水位を出し、明確化します。また、都道府県におきまして、それに基

づき津波災害警戒区域の指定、あるいは、津波災害特別警戒区域の指定する。浸水する部分については、そういう指定をしていく。その指定に基づき、今度市町村におきましては津波対策の推進計画を策定していくという流れになってございます。推進計画の策定に基づきいろいろ対策を行っていくということでございます。ですから、この推進計画で市町村においては、ハード事業、ソフト事業合わせた施策、総合的なビジョンを示していくというような形になるかと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 大変わかりやすく説明していただきました。その結果を受けてから、本町の防災計画の見直しをするのかなと思っておりました。今回、平成29年3月に修正した防災計画の見直しをするということですがけれども、これは、何に基づいて見直しをするのですか。北海道が公表した新たな津波浸水予測により、整合性を図るために、見直しを近々やるということで理解しているのかどうかを確認したいと思いません。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** お答えいたします。平成29年4月に修正いたしました、浜中町地域防災計画につきましては浜中町の防災会議が作成する災害対策全般に関する計画でございます。現在の計画の基になっている部分は、平成23年の東日本大震災の直前に全面改正を行ったものをベースとして、その後、道の新たな津波浸水予測など、さまざまな部分を一部修正し現在に至っているところでございます。

今回、計画の見直しを考えているのは、東日本大震災以降に改正された災害対策基本法、あるいは災害関連の法律や指針、更に上位計画でございます国の防災基本計画、また、北海道の地域防災計画これらと整合性を図る必要があるということから今後予定されております国の浸水予測の公表、これに関わらず令和元年度中に全面改正を行いたいと考えてございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 国が今回出す津波高にかかわらず、道の防災計画に合わせて今年度中に開設するというふうに理解させていただきます。それで、町民の避難に関して直接関連する見直し部分はあるのかどうか。それと、津波避難計画ということで、平成27年に地域ごとの避難計画を作成しておりますけれども、これについても、見直すのかどうか。この計画については、新庁舎関連で新しい第三の避難道路ができるわけです

けれども、これによって新川暮帰別方面についても、津波避難計画に沿って避難しますが場所が決められております。現在、新川の住民の一部は、茶内方面に逃げる事になっておりますし、暮帰別の住民の一部は浜中方面に避難をするというようなことになっていと思うのですが、この第三の避難道が出来る訳ですから、その一部の方々が、両方に避難できるような、形で見直すのかどうか、その辺をお知らせいただきたい。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** お答えいたします。まず地域防災計画の見直しの内容でございますけれども、これにつきましては、これまでの各地での災害等も踏まえまして、修正を行っていくものです。この中身については、今年3月に開催いたしました浜中町防災会議で概略については、確認をいただいているところでございます。

その内容でございますけれども、これまでの防災計画は、本文、資料など、1冊の冊子であったというものを災害対策の基本的事項と、特殊災害に対応するための本編と新たに地震津波災害対策計画を、これは別個に設けるということ、そして資料も別に設けるということで、本編と地震津波災害対策編、そして資料編で、3部構成となります。内容についてはさまざまな検討を現在しているところでございまして、町民に直接結びつく避難については命を守る対策を新しい章を設けて加え、災害に強いまちづくり対策、防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画とこれら三つを町独自で考えてございます。そのような独自の対策の中で、町民の皆さんに対する避難の関係を行っていきたいというふうに考えてございます。

また津波避難計画につきましては、平成27年に浜中町津波避難計画と、あと地域ごとの津波避難計画を策定しているところでございます。それで、議員御指摘のとおり、今後新たな避難所となる役場が建設され、これに伴います避難道路も新設されます。また、以前から課題であります新川暮帰別方面からの避難は湯沸山の方が距離的には近い実態でありますので、それらの避難の課題については、新年度に予定しております交通シミュレーションを実施して、また更に、各地域とも協議を重ねながら、現時点の予定といたしましては、新年度、令和2年度中に津波避難計画を改定したいと考えてございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 質問した事項に詳しく説明いただきました。新川暮帰別方面については、霧多布方面に避難した方が近いということもありますから、来年度しっかり

交通シミュレーションをして地域にフィードバックをして、その上で、両方向に逃げられるような考え方を推進していただきたいと思います。

次に移りたいと思います。犠牲者ゼロを目指す防災対策を進める手法として、高知県黒潮町の地震津波対策が参考になると思っております。本町でも生かせるハード・ソフト面での対策事業があると思いますが、その検討はされておりますか。まずその辺をお聞かせいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** お答えいたします。高知県の黒潮町につきましては、南海トラフの巨大地震によりまして、最大の津波高が予想されているということで津波防災対策について、先進的な取り組みをしていると私どもも認識はしております。本町でも、黒潮町の事業をネット等で調べたり、また私どもの担当者も実際黒潮町へ行ってきております。いろいろと学習してきた中で、ハード、ソフト面、さまざまな事業が行われているということでございます。その事業のひとつひとつ参考にしながら、浜中町で生かせる部分を生かしていきたいと思っております。ただ、やはりこの南海トラフの関係につきましては、南海トラフ特別措置法という法律がございまして緊急対策に対する事業については、国で手厚い支援を行っているということでございます。また、これは高知県になりますけれども、県の方でも独自の交付金制度を設けたりして、非常に市町村にとってはありがたい制度ができていますので本町との違いはございますけれども、本町でできるいい部分を検討していきたいというふうに考えてございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** ただいま総括的な話をされました。私はまず、ソフト面の話をしたいんですけれども、黒潮町は、南海トラフ地震で全国一高い津波として34.4メートル、実は、北海道が公表したこの浜中町は34.6メートルですからこちらの方が高いんですけれども、南海トラフの方が優先して、特措法の指定を受けて進められているという事ですけれども、まず、町民個人ごとに避難経路を設定するカルテの導入をしています。これについては、職員が全員、地域に張りついて、地域担当制を導入して浸水区域内の避難行動調査をやっております。本町についても道新に記載がありましたけれども、カルテ導入については検討したいと記事が出ておりました。対象者は避難区域の全町民を対象にするのか、あるいは要支援者を対象にするのか。避難については先ほ

と言われたように地域ごとの津波避難計画ができていますから、それを地域ごとにさらに見直しをしていけばいい話なんですけれども、どういう形でカルテ導入をしようとしているのかをまず聞きたい。それと、ソフト事業ですから何よりも早く逃げるという意識の高揚を図るためには、避難訓練が大事だということで、町全体、それから地域ごと学校ごとに、さまざまな状況を想定した訓練が必要であると思っております。特に、今まで実施の例がない夜間の訓練あるいは、冬季間の訓練については必要だと思うのですが、考え方をお聞かせください。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** お答えいたします。まず津波避難カルテの関係でございます。これは黒潮町で現在導入しているものでございます。これは津波避難計画というものがございまして、浜中町の場合は、町あるいは地域ごとにやるということになっております。黒潮町ではそれに含めて個人ごと世帯ごとにも避難計画をつくると、これが避難カルテでございます。黒潮町の場合、対象世帯が3800世帯ほどあるらしいんですけども、避難高台が230カ所、あるとか、避難タワーも6カ所建設しており、さまざまな避難パターンがありますので、それに沿った形で、個々のカルテを作成しています。議員おっしゃいますとおり職員も張りつけを行って作成しているところでございます。それで浜中町につきましてもやはり特に避難行動が難しい方、俗に言う災害弱者の方、こういう方の避難に関しては、非常に課題があると考えてございますので、やはり個々世帯ごとの避難に関するカルテづくり、計画づくりは重要だなと考えてございます。それで黒潮町の取り組みを参考に、検討したいということでございます。全世帯となりますと浜中町の場合は、現在津波浸水区域で1350戸ほどございまして全てとなると、相当な作業量になりますので、まずはどこからできるのかを、まず初めに検討していきたいと思っております。

また、内容についても例えば、避難はどのような方法で避難するのか。徒歩で避難するのか、車で避難するのか。それと誰と避難するのかとか、あるいは避難のルートです。こういう部分、あるいは避難に対する個々人の、世帯ごとの防災上の心配事などもございまして、どの部分でカルテを作っていくかを考えながら、検討したいと思っております。また、1350世帯の避難対象世帯のうち、75歳以上の方がいらっしゃる世帯が、3分の1程度いるということですし、また、調査しておりませんが車で避難できない方、車の免許を持ってない方、こういう方も相当いらっしゃると思っておりますので、そ

ういう部分も考えながら、まずは災害弱者に向けたカルテづくりを検討していきたいと思っております。

もう一つ訓練の関係でございます。町の訓練は、5月24日に全体の津波避難訓練は実施してきておりますけれども、時期も、時間帯も毎年同じということでございます。その他の学校なり、事業所なりでも避難訓練を実施しております。議員御指摘のとおり、地震、津波はいつ起きるかわからない状況でございますので、夜間あるいは冬季間など避難に向けて状況の厳しい中での避難訓練をぜひ考えていきたいと考えてございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** ソフト事業は、カルテづくりについては災害弱者に対する部分を検討したいと。それから、避難訓練についても考えたいですから、はっきりした答えが出てこないわけですが、本当にいつ来るかわからない状況ですから、是非、確実に進めていただきたい。私はそのように思っています。

それと、今度はハード面の対策についてお話をさせていただきたいと思えます。黒潮町は、避難困難区域の解消を目的とした避難タワーを先ほど言われたとおり、町内6カ所につくっております。それで、平成25年度に5基完成し、平成28年度に1基完成しています。収容人員についても、全体で1820人を収容できる、そういう状況にあるということで、地域の住民大変安心できる。要するに、1人の犠牲者も出さない対策として、有効に活用できる考え方を持っているようです。これらのタワーの財源については、先ほど言われたとおり、南海トラフ巨大地震で被害が予想される場合の特措法で、国の補助が3分の1、これが3分の2引き上げられている。残りの3分の1については、県が、緊防債を活用して負担をし、実質町の持ち出しはゼロと私は聞いております。事実確認もちよっとあいまいですけども、そのようなお話でありました。本町でも避難困難地域がある訳ですから、国の津波高の想定の見直し後、特措法の指定を受けて、避難タワーの建設等が進められるように、道を通じて国に要請行動すべきと思いますが、この辺の考え方を町長から伺いたいと思っております。また、避難タワーの建設や救命艇などの事業は、第6期総合計画や、新たにつくられる総合戦略、それに明記されると思っておりますけれども、そのようになっているかどうかを確認したいと思えます。

また、昨日の北海道新聞で防災の指針である国土強靱化地域計画について触れておりました。この策定自治体は、道内で9%しか作られていない。管内では釧路市のみがつ

くられているという状況であります。政府は、20年度から国土強靱化地域計画で示した事業に対して補助金や交付金を重点配分する方針を決めているようであります。本町の今後のハード事業に対応するため、策定を急ぐべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** お答えいたします。まず黒潮町の津波避難タワーでございますけれども、今、議員おっしゃいますとおり特措法の関係で、国庫補助率が3分の2に嵩上げになってはいますが、黒潮町の話を書きますと緊急防災減災事業債は100%充当ですので町がこの起債を使って、実施してきたということでございます。この緊防債を活用しますと、市町村の実質的負担は3割、70%は交付税でバックされるということでございます。残り3割は、実は、高知県で津波避難対策等加速化臨時交付金という県独自の制度を設けて、翌年度県から交付されるということでございまして、それによって、市町村の負担はゼロで事業ができるということでございます。いずれにしても、やはりまず国の想定が出て、そして道が、シミュレーションを行い、それに基づいて国で南海トラフ並みの措置をお願いするという形になろうかと思っております。また先ほど救命艇のお話もございました。やはり避難困難の地域は、避難対策に課題があるということでございまして、先ほどのタワーの関係もそうですし、救命艇もそうです。また専門家から、避難高台の造成、そういうアドバイスも受けています。また、現在ある施設の中でも、もし津波の基準水位をクリアできる建物があれば、そちらも活用したほうがいいのではないかと、指摘も受けておりますので、そのようなことで対策をとっていきたいと考えてございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（金澤剛君）** 私の方から総合計画と国土強靱化計画の御答弁申し上げます。今、防災室長申し上げましたとおり、個別の事業につきましては総合計画の基本構想、基本計画で、災害に強いまちづくりは欠かすことのできないものですので、必ず載るものと思っております。室長申し上げましたとおりその地域ごとで例えば救命艇が最善の策なのか、そういう事業の選択をした上で、さらに、いつ実施できるかというところで実施計画に登載させていきたいと考えているところであります。

強靱化の関係ですけれども、実は、現在策定の作業中でございます。この策定は、単独で計画を策定するパターンと総合計画とセットで、策定するパターンの両方が認めら



れております。本町の場合は、現在総合計画の策定作業中でございますので、セットで動いているところであります。総合計画の策定委員構成の中に、強靱化部会を設けておりました。総合計画の一つの事業を、これは強靱化に該当するものだとピックアップをしながら、国で求めている計画に充てていきたいと考えているところでございます。議員おっしゃいましたとおり、それに基づいて予算の重点配分も、町としても承知しておりますので、20年度から本町も該当になるように計画を策定中でありますので御理解いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 国に対しての要望であります。今現在、港湾の整備の關係に含めて今要望しているところです。本年4月11日に太平洋沿岸の釧路市長、根室市長、釧路町長、厚岸町長、浜中町長、白糠町長、太平洋沿岸の首長で千島海溝沿海溝型地震伴う予想津波高の早期発表を求める要望をやっております。その要望では、やはり西日本側南海トラフが、しっかり発表されているのに、なぜ、千島海溝が出てこないのだという要望であります。その要望につきましては、最終的に官邸に行き直接、菅長官にお話をさせてもらいました。長官は、南海トラフ巨大地震や首都型直下型地震と比べて、大変遅れてるという認識を示した上で、冬季特有の対策の必要性にも理解を示し、津波高早期発表にしっかりと取り組んでいくとの話でした。その要望はしているところです。この質問に対しては、まず国の発表が出て、道の発表も含めてそこからです。ですからハードもソフトも全部つながっているのです。そういうことから今、一生懸命そういう要望を行っておりますし、そのような状況であります。

それと、昨日、高校生の津波サミットで、黒潮町の町長も来ていました。名刺交換して、話をさせてもらっていますけれども、4回この大会は日本で行われていてそのうちの2回は出ているとおっしゃっていました。いずれにしても、この津波高を国が出して、特別措置法ですとか、いろいろな対策がとられると思うのです。そして、当然、補助率のアップも出てくると思っております。そして、県も独自で支援しています。そうすると北海道も、全国の並びで見て支援してくると思うのです。黒潮町の予算では、県のお金も入ってきて、結果的にあまり負担なしで、工事の発注、津波対策をやられてるってことを言われてましたので、その特別措置法で補助率も上がるし、そしてまた、北海道もしっかりそれに対応してくるんだらうと思います。その対応された段階で初めて浜中町のハードの対策、それからソフトの対策、これを強化していかないとなら

ないと思っています。まずは、千島海溝沿の津波高をしっかりと出してもらって、それから進んでいくと思っていますので、一生懸命仕事していきたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 大変前向きな話を町長からいただきましてありがとうございました。先ほど私は、特措法の関係で間違った言い方をしたので訂正させてください。3分の2が国の補助、それから、町が緊防債を活用して7割の起債を借りると。残りの3割を県が負担した。そういうふうに訂正をさせていただきたい。

それでは2点目の質問に移らせていただきたいと思います。「社会福祉協議会の体制強化を」ということでございます。町の分身と言える社会福祉法人浜中町社会福祉協議会は、地域福祉活動推進の中核的役割を担っていただいております、その事業活動は多岐にわたっております。日常生活自立支援事業に加えて、平成23年度には、町のヘルパー事業を受け入れて介護支援センター「えぞふうろ」を、平成27年に介護プランセンターあじさいをそれぞれ開設しております。職員総数は14人で正職員2人、準職員1人、臨時職員2人、嘱託介護職員5人、嘱託その他職員が4人で運営しておりますが、事務局体制の将来に不安があると聞いております。現在の事務局体制については正職員が2人、臨時職員が2人であります。局長は、4年後に定年を迎え、再任用制度のない状況の中で、今から事務局体制の確立を図りたいと、そういう意向であると局長、あるいは、理事数人の方から聞いております。係長の仕事を把握するには、最低5年ぐらひは必要であって、今からすぐにでも準備をしたいと。後釜対策は喫緊の課題であると思っております。この状況を早期に改修するためには、社協への補助を次年度以降、早ければ、本年度は無理でしょうから来年度の事業予算、本年度予算で3,317万5,000円を補充しているわけですが、これに定数を増やさないで今いる非常勤職員2人のうち1人を1人分を正職員化する、正職員3人にする形の中でいくとすれば、若干、手当等を含めて、人件費分のアップが出てくるんだろうと思っておりますので、増額をして、体制強化を図っていくべきだと思いますけれども、その辺についての考え方を、時間ありませんので、簡潔にお願いしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** お答えします。社会福祉協議会は、社会福祉活動をすることを目的とした営利を目的にしない、社会福祉法第109条に定められた福祉団体であります。また、福祉団体としての自主性と住民、行政、福祉関係者、各種福祉団体

などに支えられた公共性を持った組織であります。浜中町社会福祉協議会は、昭和53年法人社協として設立しております。御質問の今の事務局体制は、事務局長1名で56歳、係長45歳、臨時職員2名で4名体制となっておりますけれども、昨年の予算要望のヒアリングの際に事務局長の方から、今後の事務局体制について、関係事業を円滑に進める上で課題と考えているとお話は聞いているところです。事務局長は現在56歳で令和5年3月に定年退職となります。町いたしましては、今後とも社会福祉協議会に、地域のニーズに沿った福祉介護事業を担っていただきたいと考えておりますので、今後、社会福祉協議会の補助金、委託等の事業全般を精査しながら、社会福祉協議会における、組織体制のスムーズな移行のために支援して参りたいと考えているところであります。将来の組織体制を見据えてしっかり、協議していきたいと思っております。ちなみに議員おっしゃった正職員1名を臨時職員から雇用した場合、30代の場合は300万円程の増になりますので、この件も含めて、実際どういう形でスムーズに引き継ぎを進めるためにどのように人材の確保をしていくかということも課題になると思っておりますので、社協さんと協議させていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** 今質問した部分ですけれども、30代で今の臨時職員2人のうち1人を雇用した場合、30代であれば300万円くらいかかると。今、喫緊の課題ですから、これをそういう方向で検討しますとかそういう予算付けをしたいというような回答は出てこないのですか、町長どうですか。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** この件に関しては、社会福祉協議会としては、普通は最初から育てていって、将来は局長になる可能性も見ていますよね。そんな中で、これから新しい人を採用してくるとなると、今の人手不足も含めて、そんなに急に決められないと思いません。新採用を採用してそれからいい人だからと繋がらないと思いません。今の社会福祉協議会の局長も係長も臨時で入っていますから。臨時で入って教育されて係長になって局長にあがって来てたのです。そういうことからすると、ちょっと早いんじゃないかと私は局長と話したのですけれども。社協でそのことが決まれば、いつでも補正かけるよと言いました。ところがそう簡単に決まらないのでは思います。しっかり社協も将来のことを見据えて、どういう方がいいか、将来局長になる方だと思っております。そういう

ことからすると、そう簡単にいかないような気がします。少し時間がかかるかと思えます。しっかり社協とも相談していきたいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 時間ですので町長、そういうことでよろしく頼みます。3点目の質問に移らせていただきます。琵琶瀬漁港の物揚場補修についての質問をさせていただきます。琵琶瀬漁港については現在、左岸護岸の改修が行われております。水門から外岸壁右岸の物揚場が激しく傷んでおります。車の通行もできないくらいコンクリートがはがれて凹凸ができています。その状況を確認できているかどうか。それからその対策は、道で検討されているのかどうかを伺いたいと思いますし、漁港の係留施設は町が管理して普通交付税の算定基礎数値に入っています。ですから、極端に傷んでいる部分、漁業者の方が昆布を水揚げするだとか作業の場所だけでも町単独で補修することが検討できないのかどうか。この辺をお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 琵琶瀬漁港の補修に関して御質問にお答えいたします。琵琶瀬漁港の現状は、マイナス2.5m物揚場Bは船揚場から南側、延長160m昭和52年に完成しております。その後、船揚場延長50mが昭和58年に完成しております。次に、マイナス2.5m物揚場Aこれは水門側になります。そちらは延長166.4mで、昭和59年3月に完成しております。北海道はこれまでに、平成8年、12年、14年、18年に部分補修工事を行っております。完成から最長で42年経過したため、全体的にコンクリートが劣化したことにより凸凹している状態で、漁港使用されてる方には、車両の走行、物揚げには大変御迷惑かける状況でございます。このことにつきまして、北海道の釧路総合振興局の水産課に確認したところ、現在、琵琶瀬漁港機能保全工事としまして、今年度と令和2年度に測量と実施設計を行うということになっております。次に、マイナス2.5m物揚場B、南側になりますが、こちらの補修を3年から4年、船揚場補修を令和4年から5年次に、マイナス2.5m物揚場A、水門側になりますが、そちらの補修は令和5年から6年、すべての工事完成は現在のところ令和6年度となっております。先ほど町独自でという御質問になりますけれども、現在、北海道がこういうことで予定しておりますので、現在ところは、北海道の補修が早急に終わることをお願いしていきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 北海道が検討しているからそちらにお任せしたいというような考え方でしょうけれども、今年度と令和2年、来年度で測量等をして令和3年度からの工事になると理解していますが、少なくともあと2年待たなければならない。実際に現場を見ますと、非常に酷いところで昆布揚げしています。非常に酷い場所、係船環がある場所、船が係留している場所だけでも簡易的な補修、アスファルトを敷くだとか。そんなことを単費でやるのは、北海道は許さないのでしょうか。再度質問します。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 御質問にお答えいたします。北海道にも、この関係につきまして御相談を申し上げております。北海道は、やはり設置者、管理者が北海道ですので、やっぱり北海道がやらしていただきたいということで聞いております。また事業費につきましても、南側だけでも、2億円の事業費となっておりますので、その場合にそういう設置物がありますと、撤去費とか、そういうことも出てくると思いますので、使用者の方にはご迷惑をかけると思いますが、我慢して使っていただきたいのが現在とところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） わかりました。道が計画していることを広報等を通じて、地域の方にお知らせをしていただけるかどうかを聞いて終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） このことにつきまして北海道とも再度協議させていただいて、正確なことを広報等でお知らせしたいと思います。以上です。

○1番（川村義春君） 終わります。

○議長（波岡玄智君） 3番秋森議員。

○3番（秋森新二君） 通告にしたがいまして、浜中町景観条例の制定は、ということで質問をいたします。2018年6月、浜中町の景観に関するアンケートが実施されております。調査項目では、景観に対する住民意識、景観条例等の制定に対する住民意識、景観と再生エネルギーの関係性など、17問からなっております。設問の浜中町の景観で、良いと思う場所では、琵琶瀬展望台からの景色を筆頭に、アゼチ岬からの景色、湯沸岬からの景色、湿原センターからの景色、MGロード、渚のドライブウェイ、酪農展望台からの景色と続き、海岸線の風景が上位を占めております。私も、琵琶瀬展望台からの景色が好きな1人です。四季折々の霧多布湿原と太平洋の大パノラマを通るたび

に、ぜいたくに味わっております。飽きることがない景観風景だと思っております。一方、景観を損ねているものの上位には、1位管理されていない空き家、空き店舗、2位、路肩に投棄されている空き缶やビニール袋のゴミ、3位に放置されている廃船や廃車4位に設置されている太陽光パネル等が挙げられております。なお、4位の設置されている太陽光パネルについては、再生可能エネルギーの必要性から、設置に対する賛成は、多いがその設置場所に関しては、反対が多く二極化の傾向にあります。また、景観条例の制定については、景観づくりの意識が高まる、景観に配慮した事業実施など、期待ができるなどの理由から、賛成が反対を大きく上回っております。景観を損ねている太陽光パネルですが、大規模太陽光発電所、メガソーラーの設置に伴い、森林が伐採され、自然破壊が相次いだことから、一定の歯止めをかける狙いから、2019年3月、環境省は法律に基づく環境影響評価、アセスメントの義務化を明記。2020年度から適用見込みとあります。2018年8月の報道では、全国49自治体がメガソーラーを環境アセスの対象とする条例を制定済みです。住民の安全や生活、地場産業に関する問題点もあることから、環境アセスも含め、浜中町にあった景観条例の制定が急務と考えておりますが、今後の方向性について伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（金澤剛君）** ただいまの御質問に御答弁申し上げます。環境影響評価は、これまで環境影響評価法に基づき、環境に影響を及ぼすであろう事業に対し国が環境影響評価の実施を課しておりました。太陽光発電所は含まれていない形で行ってまいりました。しかしながらの議員のおっしゃるとおり大規模太陽光発電所の建設が環境に及ぼす影響が大きいということから、一定規模の太陽光発電所新設に対しまして、来年度より、環境影響評価が必要となっているところでございます。

地方自治体による環境影響評価条例の制定ですけれども、現在のところ制定しておりますのは47都道府県、それと、岡山市と熊本市を除きまして18の政令指定都市とその他には8つの市で行ってまいりまして、北海道にも条例があるところでございます。現在、北海道環境影響評価条例の対象事業には、太陽光発電は、含まれておりませんが、今後北海道においても、検討されるものと思っております。

本町での導入でありますけれども、法の規定、それと道条例との兼ね合い、専門性等を考えますと、本町のような小規模自治体では大変厳しい、難しいものだと考えているところでございます。環境条例については、アンケートの結果からも必要と感じている

町民が多いというのは明白でございます。制定に向けて取り進めたいと考えているところであります。急務との御質問でございますけれども、以前、3月定例会でも御答弁したことがあるとは思いますが、景観法に基づく環境条例の制定につきましては、現在、環境行政団体である北海道から景観行政事務を移行するための協議が必要となるところであります。そのためには、浜中町の望ましい景観形成を示す景観計画の検討など、町全体での合意形成がまず必要でありますし、こういったこと考えますと、一定程度の時間を要するものと考えております。現在FITが、今年11月で終了するというのも、あろうかと思えますけれども、太陽光発電の建設が落ちついてきているように感じられますけれども、いずれにしても、浜中町の望ましい景観を維持するためには、アンケートでもありましたように景観条例と景観計画の制定、これは絶対必要であると考えておりますので、制定に向けて動いていきたいと思えます。そのように考えておりますので、御理解いただきたいと思えますよろしくお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 秋森議員。

**○3番（秋森新二君）** 大変前向きな御答弁をいただきました。是非とも時間がかかるようではありますが、景観条例を制定していただきたいと思っております。この太陽光パネルに関して、ちょっと踏み込んで、聞きたいと思っておりますが、今年に入りまして札幌の業者1社、帯広の業者2社が、設置場所の賃貸、買い取りで入っております。私の知っている場所では空いた昆布干場などの買い取りもされています。私が心配するのは浜中町の森林面積の中で民有林が大変大きなウエートを占めております。そういう場所に業者が太陽光パネルを設置するのではないかなとそういう心配があるんですよ。また、国定公園化も間近でありますし、湿原の周りにそういう太陽光パネルが乱立するようであれば、やはり景観上問題でもありますし、私の知っている限り3業者であります。設置場所の賃貸、買い取りされた場所とか面積とか、そういうものを把握されてるのかどうか、お伺いしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長。

**○農林課長（久野義仁君）** それではご質問にお答えいたします。まず浜中町の民有林における太陽光パネル設置の3年間の経過でございますが、平成29年度に1件の届け出がございます。こちら個人の山林であります。これは既に設置がされておまして、茶内地区なんです。面積は0.37ヘクタール、それから昨年、平成30年度も同様に1件の届け出があつてこちらは0.99ヘクタール、に太陽光パネルの設置がなされ

ております。

令和元年度分につきましては、6件の伐採の届け出がありますが、こちらまだ伐採の届け出を受理したということであって、設置に至るかどうかまではまだ確認はしておりません。ただ、このままこの6件が設置された場合には約1ヘクタールの太陽光パネルが完成するというので、この3年間における太陽光パネルの設置につきましては、合計で2.36ヘクタールということになります。共に農村地帯が主でございまして、茶内地区、それから東円朱別地区、こちらに多く設置されている現状でございまして。ただ、この民有林における設置につきましては、山林の伐採の届け出を市町村長が受理するというのでありまして、伐採届に対し、市町村長が許可をする権限を持っておりません。あくまで普通林に関しては伐採の届け出を受理して、その後の山林の次なる用途、それが、例えば山林から、建物を建てるのか、また太陽光パネルを建てるのか等用途を規制する法律、法的なものは何もないです。よって、この普通林特に今議員から質問いただきました、個人の民有林に関し、伐採届を受理した後の設置につきましては、関与することができないということになります。ただ、北海道の森林法の規定におきまして、面積の要件がございまして、1ヘクタール未満に関しては、市町村長がこの伐採届を受理して、終わりということなのですけれども、1ヘクタールを超える伐採、その後林地から林地以外への転用に関しては、北海道のほうに届け出が伴ってきます。その場合に、1ヘクタール以上の面積を伐採して太陽光パネルを設置する、いわゆる林地開発行為につきましては、さまざまな審査基準に基づきまして、許可することになりますので、その山林の伐採の手法が審査基準、今、申し上げますが、その四つの審査基準がございまして災害の防止、水害の防止、水資源の確保、環境の保全、この四つの審査基準が守れないと判断した場合は北海道のほうでこの伐採届は受理しないということになっておりますので、あわせて、説明させていただきます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 秋森議員。

**○3番（秋森新二君）** 山林以外には、例えば、先ほど言いましたように、空き干場とか、空き地などは把握されていないのですか。買い取りしている業者は500坪以上とか、そういう買い取りの仕方をしていきますので、結構目立つ用地の買い取りになるかなと思ってますけれども。

**○議長（波岡玄智君）** 税務課長。

**○税務課長（山平歳樹君）** 税務課で押さえている太陽光発電の設置カ所ですが、38



1カ所ということで押さえております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 381カ所は既に設置されたものですか。それともこれから新しく設置するものですか。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（山平歳樹君） ただいまの381カ所につきましては、もう既に建って課税しているものです。税務としては、面積ではなく、取得価格で税額を決定しますので、面積まで把握しておりません。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 環境アセスであります、聞いておきたいと思いますが、法アセスの対象と条例アセスの対象その規模要件があると思っておりますが、第1種、第2種のほかに、自治体の条例等でガイドラインを示す、そういうやり方になるのだと思いますが、その辺の内容を教えてくださいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 環境アセスの関係でございます。太陽光発電ですけれども、2020年度、来年度から、4万キロワット以上の新設で義務化となってございます。3万キロ以上4万キロをワット以下新設につきましては、個別判断するというところで、法が改正されているというふうには押さえているところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） それでは、次の前段の質問と関連がありますが、放置廃船に対し、具体的方策はということで伺いたいと思います。

景観を損ねているものの上位に放置されている廃船があります。第3位に位置しておりますが、耐用年数24年、寿命は、62年以上80年と推定されるFRP製の漁船です。町内の廃船隻数は、180隻を超えると見ております。浜中町の廃船の状況は、廃船として、所有者の敷地に置かれた状態の船、上架施設に置かれている船、中には所有者不明の放置船もあります。浜中町の廃船の状況は、このような状態にありますが、全国的にも、老朽化した小型漁船の不法係留、放置が社会問題、環境問題を招いていると言われております。産業廃棄物であるため、処理は、漁業者の責任であるが、原則域内で行うべき産業廃棄物処理を他の自治体に依存している状況であることに加え、逼迫する経営環境の中で、処理費用が重い負担となっていることが放置の原因であると思っ

おります。この問題解決に向け、町も積極的に関与すべきと考えておりますが、具体的な方策を伺いたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（細越圭一君）** 御質問にお答えいたします。全国の港湾、漁港等で老朽化した、漁船等の不法係留、放置が社会問題、環境問題となっており、町内におきましても、放置廃船が見受けられ、その対応に苦慮しているところでございます。町内の放置廃船は幸いに、不法係留がなく、港湾及び漁港用地に放置されている状況で、放置廃船数は、浜中町が管理しております霧多布港臨港地区では15隻、北海道が管理しております各漁港用地では29隻となっております。漁船登録があるもの、使用料を納入している漁船については除いております。

放置船の対策は、町が管理しております霧多布港においては、浜中漁業協同組合を通じまして、使用者の方々に環境美化の取り組みとして、廃船の処理及び私物、ロープ、ペンキまた、ウニ養殖かごの放置禁止のお願いをしております。今後の対策としましては、放置廃船は、漁業者個人の所有物でございますので、自己責任において処理いただきたく考えているところでございます。そのことにつきまして御理解をお願いしたいと存じます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 秋森委員。

**○3番（秋森新二君）** このFRP漁船の廃船処理であります。研究開発は1980年からやっているそうですが、いまだにその優れた材質の特性などから、解体処理が非常に難しいと言われておりますが、今のこの1番近いところで別海町のアシストという株式会社が、解体処理を請け負っております。こういう言い方はちょっと失礼かもしれませんが、やっぱり余裕のある経営的に安定している方はそこに持って行って、解体処理をしております。キロ50円ということで、大体小さな小型漁船昆布漁船であると大体1トンくらいですから、5万円。それにプラス運賃が入り、業者を頼むと、大体2万5,000円ないし3万円。ということになります。大変高い解体費用とまります。廃船となり、もう使うことがないであろう廃船が、私の見る限りでは、散布から榊町まで間で180隻を超える数だと思っております。小さい船を入れるともっとあると思いますが、そのくらいあります。そういう中で、恐らく現状のままでは、減っていかないだろうと思っております。町も含めて、何らかの対策を考えていかねばならないと私は思っておりますので、再度どのような、対策があるのか、踏み込んだ答えを頂きたいと思

います。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（細越圭一君）** お答えいたします。現在あります放置船につきましては、議員おっしゃいますように所有者の方に処理を継続的にお願いし、今後につきましては、放置廃船を増やさないように各漁業協同組合と協議させていただき、漁船の廃棄、譲渡及び売買が確認されなければ、漁船登録抹消が手続できないようにするなど、また、廃船処理費用を各漁協さんのほうに積み立てる働きかけなどをしていきたいと考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。踏み込んだ答弁ということですから、職員の答弁はそれでいいのですが、踏み込むってということになると財政問題も絡むので町長の考え方この辺でお述べください。

町長。

**○町長（松本博君）** 踏み込んだという話ですけれども今の町長考え方ですけれどもしつかりと漁組と協議していきたいと思えます。質問を契機に。言い方変えればゴミですよ。言い方悪いですけれども。やはり不法投棄の部分だと思えます。その解消するために踏み込んでいくとすればまずそこ。漁組さんと協議させてもらいたいと思っております。その後のことだと思っております。今水産課長がお話ししましたけれども、その対策をしっかりとやるという話なんですけれども、まずこの現状認識をしっかりと漁組さんも持ってもらうし、町もしっかり正確にどのくらいあるんだということも含めて進めていかなければいけないと今、思っているところです。決して踏み込んでという部分と少し方向が違ふかもしれませんが、まずそこから始まるのではないかと思っています。それがなかったら、町が支援するにしても、議会の了解が得られないのではないかと思っておりますので、その辺調査してまいりたいと思えます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 秋森議員。

**○3番（秋森新二君）** 私が木船から漁船に切りかえたのが、昭和55年、1980年です。プラスチックの漁船をもちました。先ほど言いましたように、その解体に対しての研究等がこの時から始まっているのですが、いまだにその解体の効率的な処理方法が見つかっていない。浜中町に産業廃棄物処理場があれば、ここまで廃船が増えないと思うのですよ。それが、処理施設がないということで、こういう状態になっていると思っております。株式会社アシストでも、2001年ですか、この解体処理を始めたのは、ま

だ、18年しか経ってないのです。その以前にもこの廃船で処理をする場所がないという事で、廃船として自分の所有地に置いたり、上架せずに置いたりしているのが今の姿なのです。アシストができて、持って行く人もいますけれども、震災時には多くの人々が持っていき、当時は、安い単価で解体処理をしてもらったのだと思っています。現実的にやはり地元で産業廃棄物処理する場所がない。というのが大きな私問題だと思っております。

漁業者自体も、この、廃船処理の産業廃棄物ばかりでなくても、産廃としてやはり出ますから、昆布漁家でも、そういう産廃になるものがたくさんあるのですよ。それを、地元がないということでそれぞれの場所に、持って行って、始末処分しているのだと思いますが、やはり大きな問題はそこに行き着くということになります。

踏み込んだ話になりますが、霧多布港湾施設、船揚場施設に今にも崩れそうな漁船があります。大型漁船10トンクラスの船かなと思いますが、何隻か上架しているのですが、トン数に応じて、料金がかかると思うのです。相当の年数置いてある漁船もあるようではありますが、10トンクラスの船でも年間計算すると4万円くらいになるだろうなと思いますが、使用料の現状はどのような状態になっているのか教えていただきたいです。

**○議長（波岡玄智君）** お待ちください。一般質問中ですけれども、この際暫時休憩します。

(休憩 午後12時 2分)

(再開 午後 1時00分)

**○議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。答弁方よろしくお願ひします。

水産課長。

**○水産課長（細越圭一君）** 御質問にお答えいたします。滞船料は、浜中町港湾管理条例第8条により、10トンから20トン未満の船につきましては、1日当たり216円となっております。365日滞船しますと、7万8,840円かかることになっております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 秋森議員。

**○3番（秋森新二君）** それは徴収されているんですか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。徴収につきましては、浜中町港湾管理条例の中で、滞船料は、上架した日より、下架した日までとするようになっており、船を上げて、船をおろすときに賦課するようになっておりますので、現段階ではまだ上げたままであり、下げるときに、賦課することとなっておりますので、現在は徴収しておりません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） それでは、永久に下架しない場合は、どうなのですか。朽ち果てるような漁船もありますので、それはまず下すことはないと思うのですがそれでいいのですか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。議員おっしゃっております、朽ちている船は、妙法丸という船のことだと思っておりますが、その船につきましては現在まだ登録が残っている状態でありまして、登録船となっておりますので、御理解いただきたいと思っております。また、上げたままずっとそのままではないかという御質問であります。条例からしますと、そういうことになるのですけれども、廃船に向けて、利用者の方にもその旨をお話ししているところでございます。また、この上架使用料の徴収につきましては、浜中漁業協同組合さんの方に委託している現状でありますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 景観条例の中でも指摘されているように、放置されている廃船が中に入ってきているのだと思います。それを解消しない限り景観条例に問題があるようなこととなりますので、その解決方法を考えなければならないことだと思っておりますが、いま一度ご答弁願います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 御質問にお答えいたします。再度同じ答弁になるとは思いますが、不法廃船につきましては、景観を損ねている現状を解決するために水産課としましては、町内全域の廃船及び所有者を調査したいと考えております。そこで廃船台帳を作成して所有者の方々に産業廃棄物等ごみのことを説明して、処理をお願いしていきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 難しい問題を指摘して大変申しわけありませんでした。ですが、いずれは時間かかる事だとは思っていますが、できるだけことはやって、廃船を無くしていきたい。そしてこれ以上増やさない対策をこつこつとやっていっていただきたいなと思っています。FRP小型漁船の不法係留不法放置は、全国的な問題だと先ほども言いました。1970年代から、FRPが造られているようでありますが、プレジャーボート、小型漁船、水中オートバイ、これらを含めると70万隻からあるそうです。ですから、国も積極的にかかわってほしい問題だと思っています。

先ほど町長が国と協議という話もしてくれておりますので、できるだけ景観条例ができると同時に廃船がなくなるように進めていっていただきたいと思っております。浜中町は豊かな自然と共生をしております。一次産業も持続的な流れにあります。豊かな社会も自然との共生の中にあると思っておりますので、この誇れる環境を未来に繋げたいと思っておりますのでそれからも浜中町の自然景観を守るために積極的に指摘されている景観を損ねるようなことに対して、解消していただくように取り組んでいただきたいと思っております。終わります。

○議長（波岡玄智君） 2番、田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 通告に従いまして、数点お尋ねしたいと思います。第6期総合計画策定に向けて、まちづくり委員会から提言書が提出されました。先立って議会に内容が示されましたので、読ませていただきました。ここで提言された内容が今後この第6期総合計画を作るに当たってどのように生かされていくのか。それと、ホームページに掲載があります、5期総合計画の原課による検証、評価報告書、この内容を含めて、御質問させていただきます。

まず、産業部会から。道の駅の建設は、新たな販路拡大、観光客の増加による交流人口の拡大などが期待できるものであり、成功するために、しっかりと町民全体、関係団体が、協議を重ね、実現に向けて取り組む必要があるとの提言がされております。

また、ルパン三世による町おこしでは、歓迎サインなど展示物の充実、情報共有を強化しイベント開催による集客中心とした取り組みから、通年での着地型を図れる取り組みへと移行し、ルパン三世をきっかけとした浜中町のファンづくりを推進するべきとの提言がされております。道の駅構想に関しては、6月議会で、1番議員からも、質問がされております。私は、この道の駅については、推進する、建設する方向でしっかりと

検討すべき案件だろうという立場で御質問させていただきます。6月議会では、1番議員への答弁で、企画財政課長からは、総合計画の基本計画に乗せることは、実施することが求められ、現時点では課題も多く、6期計画に乗せることは難しいという答弁がされております。町長からは、産業団体の中に慎重意見もあることから、凍結状態であるという答弁でありました。釧根管内の道の駅は7駅あり、全道179市町村のうち、道の駅の数に65%以上の119駅を数えます。先日の釧路新聞の報道で、弟子屈町の道の駅を視察された鈴木知事の様子が報道されました。知事の談話の中では、弟子屈町の道の駅にある特産品を見て、道としてもこのPRに支援協力していく旨の話も載っておりました。

道の駅の話をする折に出てくるのは、現在計画されている釧路根室間の高規格道路のルートによっては、外れた場合、道の駅の集客等に影響があるだろうという懸念がされておりますけれども、私が思うには、高速道路にあるサービスエリアとかパーキングエリアとは違ってこの道の駅を訪れる人というのは、旅行のついでであっても、その道の駅に、訪ねること行くことを目的として、そこに訪れている方が多いのだらうと思います。また釧路市の観光客数は、年々増えており、特に、避暑をかねての旅行者は、伸びております。これは私の想像でしかありませんけれども、長期滞在された人たちが釧路中心に、各方面回られているのだらうなというふうに想像します。その中で、厚岸、コンキリエまでは行きました。あるいは、浜中を通り越して、根室納沙布までは行きましたという方は相当数いるのではないのかなと思います。そこで、浜中町にもし、道の駅があつて、そこに行けば浜中のおいしい食材を食べることができて、さらに、ルパン三世という知名度を活用したのであれば町長が掲げた道の駅構想は、希望の持てる施策ではないのかなと私自身は思っております。そこで、再度、この道の駅建設に向けて、町長の思い考えを伺いたいと思います。まず、4年前、町長が道の駅構想これを立ち上げるに至ったその時の町長の思い、更にはその思いが今どうなっているのかをまずお尋ねしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** お答えします。4年前、道の駅構想の考えを示したその時の考え方ですけども、やはりこの町の地域を支える地場産業の振興が、まず最初に出てきたことです。振興策を作る手段として、道の駅建設が有効であると、そういう思いで提案をいたしましたし、提言したところであります。今はどうなのだということですけども、

先の議会の中でも、お話がありましたけれども、やはり今、完全に凍結状態、そういう状況にあるのだらうと思います。ただ、町長としても、今も考え方、産業振興については、一つの手段だと思っておりますし、確かに高規格道路がどうなるかなど、いろいろなことが条件としてあるかもしれませんが、浜中町の地場産業の振興という視点からすると、有効な手段の一つだと、今も思っているところであります。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 4年前に今町長おっしゃられたとおり、産業振興に重点を置いての発想であったという、答弁でございました。ただ、付随してという言い方は語弊がありますけれども、道の駅というものは多分にその観光産業にも絡んでくるものであるということは町長も御認識の上での発言であると思います。それで、凍結しているものというのは、いつかは解凍しなければならないものであります。

例えば、新鮮な食材、魚であっても肉であっても、冷凍庫に何年も放置しておいては、油やけをしてしまい、いざ出したときには、どうしようもない状態になるというのが冷凍かなと思うのです。そういう意味でも道の駅の構想をテーブルに載せて検討するに当たっては、単にその産業団体と話し合いをただけではなかなか進むものではないだらうと思いますし、ある程度の素案をもとにして、さまざまな協議が必要になってくる案件であろうと考えます。提言にも、ありますけれども、私は商工会を中心に産業、観光、あるいは自治会等住民、各種企業、さらには、地域活性化事業等でノウハウを有している民間会社が浜中町での活動をされております。これらを交えた協議会といいますか、検討委員会なるもの立ち上げ、道の駅ができることによる考えられる効果、運営方法、ルパン三世をどうやって生かしていくのか。当然、財源という問題も出てきますのでさまざまな角度から、視点から、協議することで始まるものなのだらうというふうに思います。その上でまずは、現在凍結している、この構想でありますけれども、まずこれを解凍して、商工観光課、商工会等で構成する検討会議なるものを立ち上げてまず、検討協議を進めていく。という発想で6期総合計画に検討協議を進めていく旨をしっかりと明記することによって、その検討協議が進むのだらうと思います。解凍する考えは、現在あるのでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 御質問ありましたけれども、最初に、産業団体でした。農業、漁業また商工会も含めて、そこで議論始めたのですが、それはあくまでも地元の中での話で



した。その中で、お話しまして、検討しようということになって、現在に至っています。やはり、物を出すのは団体で出せるのですけれども、物を売るとなってくると、やはり団体では厳しい状況なのかなど。商工会含めて。厳しいところがあるのかなと思っておられます。というのは、町内でもトントスという企業もありますし、それからタカナシさんもありますし、チーズ販売もやっていますから、そういう意味では、物を出す部分は、問題はないのだろうと思っています。ただ、それをいかに売っていくかっていうことになってくると今そこに問題があるのだろうと思っています。決してこれはあきらめた訳じゃありませんし、これからも追求していきたいと思っています。

それともう一つ、ルパン三世を道の駅にどう生かすのかですが、今、商工会からお話があって、現地を見たのですけれども、旧勤労青少年ホームが今ルパンコレクションの会場として今使われているのですが、その2階に、こん包されている加藤先生が使っていた机ですとかテーブルですとか、いろいろなものが息子さんから、送られてきてあるのです。これから機械などもくるのかもしれませんが。要は先生のアトリエにあったものがあるのは事実です。それで今はそういう復元するというのも含めて考えているところです。加藤先生がこだわったのは勤労青少年ホームなのです。あの場所なのです。なぜかという、あの場所に住んでいたところから始まっていますから、文化センターでいいのかなと思っていたらあの場所がいいのだというのは先生の思いだったと思います。今、つくづく感じているのは、生前はもちろんすごい先生だと思っていましたけれども、亡くなってからも本当にすごい先生だなと強く今感じているところです。ですからぜひそんなところも含めて、ルパン三世の扱いも含めて協議しないとなりませんし、道の駅の関係も協議しないとなりません。そしてまた売るといふこと考えるとすれば、ほかの団体も含めて、そういう人たちの意見も聞きながら進めていかなければなんないんだろうと思っています実施設計はどうという話であります、やはりそこまで辿り着いてないと実施設計となりませんから、まだ6期の総合計画には入らないと思いますけれども、やはりちょっと時間いただいて、決して忘れてはいけないわけでありませぬので、ルパン三世のこと、それから、第1次産業のこと、高規格道路のこと、いろいろなことはありますけれども、それらを含めて協議を進めていきたいと思っています。時間をください。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 勤労青少年ホームにこだわっているというお話を聞いて少々び

つくりしています。少し趣旨が外れますが、勤労青少年ホームも相当築年数が経っております。将来的には、庁舎が上に上がって、文化センター空きスペースが出てくるということも考える中で今現在、青少年ホームで展示しているものの、展示の仕方等はこれから考えていかなければならないのだろうと思います。ただ、私が言っている道の駅にこのルパン三世を活用するという発想は、すべてをそっちに移すなんていう考えでは当然ありません。道の駅なるものに例えば、今現在でも国道の淵に建っている小さな看板を見て、写真を撮っている方が、夏場になれば、結構見かけるのが現状であります。そういう意味で、出来るのだとしたら多分国道沿いなのだろうと思うので、まずは交通量のあるところでルパン三世を活用し、そして、そういう方たちの足をルパンの聖地といいますか隠れ家といいますか、そういう場所に導くような、そういう取り組みがあれば物産だけでなく観光にも好影響が出てくるものが、この道の駅なのだろうと、そういうものにしたいなという思いがあるからこういう質問しているのであって、ただいままだそういう段階であって、次の総合計画には載せないという旨の答弁がございましたけど、そうではないのだと思うのですよ。まず、前回、企画財政課長は実現することが求められるから、計画に載せることはなかなか難しいという発言でありましたけど、現実5期総合計画であっても実現できてないものは、多々ある訳ですよ。ですから、まずまず、解凍をして、こういう協議を初めていくのだと、いうそういう内容も、基本計画の中に盛り込むべきじゃないのかなと思います。10年ですよ。この計画、10年先を見越した計画をつくるのであればなおのこと、そういう方向で町長の考え等を町民に知ってもらっても大事じゃないのかなと思いますので再度6期総合計画での位置づけ、ここについての答弁をいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（金澤剛君）** 基本計画に登載すべきではということで行き違っている部分も若干あるかと思いますが改めてお話しさせていただきたいと思います。基本構想があつて基本計画があつて、さらに実施計画があるということでございます。基本計画は、基本構想で設定された浜中町の将来像を実現するための方向性、また、そのための実施計画の基本となる施策を示すものと考えているところでございます。そういった意味で、実施計画になりますと、ピンポイントで事業名を登載するという形にはなるかと思いますがけれども、基本計画につきましては将来像の実現するためのものということでございますので、現段階では、方向性が見えてないので。ただ、基本計画の基

本構想もそうですけれども、将来像、町長が以前から申し上げているとおり、地場産業の振興をというのを掲げておりますので、それを実現する、一つ的手段として、町長先ほども有効であると思っているというお話をしておりますので、それを鑑みて今後の検討課題として、捉えているということです。そういった状況で永遠に載せないということではないとは思っております。方向性を見定めた上で、その上で、時期が来ましたら載せることもあろうかとは思いますが、今の段階では方向性が見えてないということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 私の総合計画の見方が違うのかなと思うのですが、要は、大きく基本構想と基本計画というものが明記されていて、その基本計画の中で主な施策という部分がございます。これがいわゆる実施計画と理解していいのかどうか、その確認をまずさせてください。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただいまの御質問にお答えを申し上げます。実施計画ですけれども、こちらにつきましては、基本構想、基本計画に基づいてその最終目的将来像を実現するための手段としての事業、例えば申し上げますと、5期では、当初載っておりませんでしたけれども、茶内保育所が建設されました。当初10年間の実施計画には当初載っておりませんでしたけれども、そこは子育て支援、児童福祉の充実を図るという大きな題目が、基本構想、基本計画の中であったわけでございます。そういった中で、実現する手段、茶内保育所の場合については耐震の問題もあったところなんですけれども、一つ的手段として、茶内保育所が整備された。あるいは旧榊町保育所ですけれども、こちらにつきましても、福祉の充実を図ると、その中で、当初計画にはありませんでしたけれども、実施計画に盛り込んで、地域活動支援センターに転用する施策を5期の総合計画では実施してきたと思っております。同じように、6期につきましても、基本構想基本計画に基づいて、それを実現するためにどの事業を選択するのがいいのか、どの事業をしなければいけないのかその事業を実施するに当たっての計画が実施計画ということでございます。そういった形で捉えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 理解いたしました。そこで、再度検討するに値するものだと

う思いが、ありますので再度確認させていただきます。まずは、この凍結状態を解除して、まずは検討会議なるものを立ち上げて、議論を進めていくと。これは、総合計画とは関係なく、できることから進めていくという方向性で、そういう理解でよろしいかどうか確認をさせていただきます。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 今回の段階は、産業団体集まってもらって結果的に時期尚早でないかと言われてしています。ですからこれを解凍するというにはならないと思いますし、今の協議会には産業団体入っていますから、産業団体の応援なしでできる話じゃありませんから、それは残しておいて、新たな分野が入ってくる可能性はあると思うのです。建物さえあれば売りたい人もいるかもしれませんから、そういう人たちも含めて編成することだってあると思います。これからまだまだ道はあるのではないかと考えています。時間かかりますけども、是非、そういう機会があれば、応援もらいたいと思っていますし、そのことも検討していきたいと思っています。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 次に入らせてもらいます。防災強靱化部会からの内容でありますけれども、まず、指定緊急避難場所は屋外であるため、雨、風、雪を防げるように、D形ハウスなどの簡易的な建物整備が必要と考えられるという提言がされております。平成28年3月議会で私は同様な質問をさせていただいております。そのときの答弁では、現時点ではそういう計画はないが、今後、地域住民との話し合いの中でそういう要望が出てくるのであれば検討するという当時の室長の答弁がございました。それで、現時点まで、地域住民との懇談の中でこういうD型ハウスのような簡易的な建物が必要ですよという要望はなかったのかどうか。あと、担当課としてその必要性の認識、それと、これについての今後の方向性を伺っておきたいと思っています。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** お答えいたします。指定緊急避難場所は、災害の発生あるいは発生する恐れがある場合に、津波ですと津波からの危険を回避するために、一時的に避難する場所ということで、地域防災計画により、現在21カ所指定されてございます。この21カ所のうち、8カ所は風雪の防げる建物、これは、指定避難所も兼ねており、建物ということでございまして、残り13カ所のうちコンテナ等が用意されている避難場所が5カ所、何も無い避難場所が8カ所ということになってございます。それ

で、地域からD型ハウスなどの要望があったのかでございますけれども、現在のところ、直接的には防災対策室にはそのような要望はございません。ただ、この13カ所のうちコンテナ等がある場所については、コンテナの中に避難用のテント等も設置しているということでございますけれども、何も無いところは本当に、何も無いような状況になってございます。

それで防災の対策といたしましては、場所によって相当違いがありますが、例えば私の住んでおります湯沸の下海岸の高台ここも避難場所になってございますけれども、こちらについてはD型ハウス等は用意しておりませんけれども、付近に、津波の浸水から逃れられる住宅が5、6戸程度あるということでございますので、そういう意味では、特段用意しなくても、被害を免れる住宅がありますので、これは地域の助け合いの中で対応できるという部分でございますし、またその近くでありますけれども、霧多布岬駐車場こちらも、避難場所に指定されておりますけれども、こちらは車避難ということを中心として考えているということでございます。そういう地域もある反面全く何もない、あるいは徒歩で避難をした場合、雨風防げるような手段がないところも現実でございます。そういう部分でまちづくり委員会からの提言があったということでございます。これは町民の方からの御意見でございますので、重く受けとめてございますので、この対策につきましては、その場所ごとの避難の状態なり形態なりを勘案しながら、また、防災対策上優先度も考慮しながら、必要な措置を講じていきたいと考えてございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 現時点ではそういう要望はないと。ただ、今後地域住民と計画の見直し等についても話し合いの場はあるのだと思いますので答弁されたとおりに、必要であろうところには考えていく方向で進めていただきたいと思います。あと、この防災に関しましてもう1点質問を用意しておりましたけれども、多分1番議員とかぶりますので、同じ質問は避けたいと思います。ただ逃げ遅れた場合、特に、僕は以前からも指摘してありますけれども、前浜で漁をしている人たちが、いざ警報が出て港に帰ってきて、それから車で避難する場合には、これはやはり時間的に相当厳しいものがあるのは容易に想像がつく訳であります。それで、避難タワーなり逃げ込める場所が、絶対必要になるのだらうと思います。タワーについては先ほどの答弁で十分理解いたしましたけれども、今現実的に霧多布高校の屋上は、国、道ではなく町独自で屋上への避難を考え

ておられるのだと思いますが、現在の状況、計画なり検討なりの状況を簡単に教えていただければと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（石塚豊君）** お答えいたします。車でなければ避難できない地域がございます。そちらについては、いろいろな対策なりを講じて、もし車で避難できなかった場合、高い建物に逃げ込むことになってくるということで、担当者レベルでございますけれども、現在考えているのは、霧多布高校は、3階建てで屋上もあるということでございます。それで今年の2月に北海道の事業で、津波の専門家をお呼びして御意見を伺いました。その中では、津波の浸水、現在北海道が浸水の高さを出していますが、霧多布高校は、手元に資料がないのではっきりした数字はわからないのですが、たしか浸水予想は10メートル位で大体3階の床を少し超えるぐらいのところまで水につかるというような状況でございます。そうすると道の浸水想定では、まず屋上までは浸からないというような想定にはなります。ただこれも道の想定でございますので、先ほどからお話をいたしました国の想定、国の津波高が出て、新たな想定が出るとどうなるかわからない部分があると思っております。もし屋上に避難する場合、3階から屋上に抜ける場合、はしごで上らなければならない、はしごですと、なかなかお年寄りだとかはなかなか厳しいものがあるのかなと思っております。この部分は、3階のテラスみたいなところがございまして、そこから階段等をつけることは物理的に可能なのかなと思っております。それと学校でございますので、当然費、夜間、休日は閉まっています。この件については、本州方面でよくとられておりますけれども、地震を感知してカギが解除されるキーボックス、震度5以上等設定すると、地震を感知するとボックスが解除されるような仕組みになってございまして、その鍵を使って校舎の中に入ると。これは本州で使われている方式でございます。そういう方式も取り入れれば、夜間休日でも逃げ込めると思います。いずれにしても、まず一つは、津波高がどうなるのかということ。それと、この地域に関しましては、車の無い方もいらっしゃる。実際、車が無いので逃げ込めるところがないかというような御相談も受けてございます。ですので、やはりそういう対策を、進めていきたいと考えているところでございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 是非、逃げる場所の確保に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

次に、福祉保健部会から、安全の地域医療体制の構築に関する指摘がございました。5期計画の医療体制の確立に向けての達成度は福祉保健課では、C評価浜中診療所ではB評価でした。ちなみにこれはEまである5段階評価のうちのBCということでありませう。それで医師不足が顕在化する中、なかなか難しい問題であるということは、私も、理解しているところでございます。その中で今できることに取り組んでこられたことに対する評価なのだろうと理解いたします。

ただ、このたびのまちづくり委員会から御意見の中に子育て世代が安心して子供を受診させることができるように、小児科にも対応可能な医師の確保を望む声もございませう。これは単に、医療の問題ばかりじゃなく、後継者対策、人口減対策とも関連してくる、重要なキーワードなのかなと思っております。地域医療は、私が考えるには、やっぱり1次医療であって、総合医療が望ましいことなのだろうと思っております。要は、浅くても広い科目で診察してもらえるということが多分町民が求めているものなのだろうと思っております。それで今回この6期計画を作るにあたって、当然この医療体制の整備という部分も出てくるのだと思っておりますけれども、この6期計画で、この部分、例えば小児科なりへの対応については、例えば近隣で言いますと、厚岸町に小児科がございませうから、こことの連携を強化して、補っていくという方向で進むのか、それとも、独自に広い診療科目をできるように、浜中診療所の整備を進めていくのか、その方向性について、伺っておきます。

**○議長（波岡玄智君）** 診療所事務長。

**○診療所事務長（齊藤清隆君）** 御質問にお答えをいたします。保健福祉部会からの御提言のありました安心の地域医療体制の構築のための取り組みといたしまして、小児科も対応可能な医師の確保が挙げられておりますが、浜中診療所における現状を申し上げますと、現在3歳未満の乳幼児につきましては、小児科医がいる医療機関を受診するようお願いをしております。その理由といたしましては、3歳未満の乳幼児の場合、乳幼児に精通した医療スタッフと小児科医でなければ、適切な診察と正確な診断が難しいケースが多いという点にございませう。ただ3歳以上のお子さんにつきましても通常どおり診察も行ってございませうし、3歳未満の乳幼児につきましても、予防接種は行なっておりますので、小児全般を見ていないというわけではなくて、3歳未満の乳幼児の診察のみ、小児科医がいる他の医療機関への受診をお願いしている現状でございませう。今後におきましても、他の医療機関と医療連携を図りながら、地域医療体制の充実を図っていく考

えでおりますので、御理解いただきたいと思います。

それと第6期総合計画における医療再生の整備の扱いについてでございますが、まだ素案段階でございますが、施策の目的といたしましては、町内唯一の有床の医療機関として、町内関係機関との連携、さらには近隣の医療機関との連携を図りながら、町民の医療ニーズに対応した地域医療体制を充実を図っていくとしております。また、主要の施策は、提言書にもありましたとおり、複数医師の確保に向けた取り組み、議員おっしゃられましたとおり、全道、全国的な医師不足、そして、看護師不足を背景としまして、今後、医師数が余剰してくるであろうと推計されている。大都市圏からの医師の地方への配分。国としての政策が、早急に求められていることから、今回6期総合計画の中には、地域医療体制への一步踏み込んだ施策を盛り込まない計画となっておりますことを御理解願います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 同じく、福祉保健部会からですが、子育てサポート体制の充実という項目で、現在実際に子育てをしているお母さん方の思いなんでしょうけれども、医療費や保育料など、経済的支援に対しては浜中町は充実している。その部分については大変ありがたく思っているというお話もございます。実際そういう声も耳にしております。ただ、提言にありましたとおり、国の子供の居場所とともに、親の憩いの場の設置を望む声があるのも事実であります。実際は農業者研修牧場で就農されていた方々のうち、残念ながら、他町村での就農に至ったり、あるいは、就農を断念するに至った、大きな要因の一つが、子育て環境であったと伺っております。評価報告書の中で、子育て支援体制の充実という項目で、今後の課題として、子育てボランティアサークルに関する町内の状況を把握し、町独自支援策について検討していきたいという旨の内容が載っておりました。それで、現時点で町内での子育てサークル等の活動状況は把握されておられるのかどうか。それと、それに伴って考えられる町独自の支援策はどのように考えておられるのか、現時点で答えられる範囲で構いませんので、答弁いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** まず、子供の居場所について、現在やっている部分について若干お話しさせていただきたいと思います。霧多布、茶内児童放課後クラブを2カ所設置しております。あとは施策の中で、子供支援センターにおいて、子育て親子の



交流の場の提供、相談等を行っています。また、乳児ママの集い、乳児相談など実施しているところでもあります。今回報告書の中で子育てママボランティア団体の育成についても、支援とか、具体的な取り組みがされてなかったということで、この部分が達成度が50%でC評価となっております。今後の考え方ですけれどもまず活動状況、この子育てサークル、ボランティア団体の実態、福祉保健課の方では具体的にどのような活動かは、個々の部分は把握しておりませんので、これをまず把握いたしまして、現状の子育て支援事業と整理しながら、どのようなものが必要なのか、子育てサポートとしてどのようなものをこのサークルが求めているのかも含めて総合計画の基本構想の中に、盛り込んでいければと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** この子育てサークルに関して、茶内のトレーニングセンターの入口にあるログハウスを利用しまして、教育委員会委員の理解の下、支援を受け、そして農協からも補助をもらいながら、昨年12月に茶内ほんわか文庫という子育てサークルがスタートしております。当事者から、だいたいの話を伺ったのですが、自らこのような場所等が必要だということでお母さん達が立ち上がったサークル活動だと理解しておりますけれども、もう少し設置に至った経緯、その目的、現在の運営状態等について、わかる範囲で説明いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（澤辺昭彦君）** 先ほどの茶内ほんわか文庫の経緯について、施設を所管している私のほうから説明させていただきます。昨年の9月ごろに茶内地区の女性の方3名程度から茶内地区に文化的交流の場を探しているということで、農林課長から紹介を受けまして、教育委員会の方に場所を探しているということで相談がありました。希望としては、その方々が茶内のトレーニングセンターの前にあるログハウスを利用したいというお話でありました。その話があった後原課でログハウスを確認に行きまして、数年前まで児童クラブで利用しておりましたので、多少の修繕は必要でしたけれども、うちの方で水道だとかを修繕し、あとは実施する方々で、床マットだとか備品だとか整備するというので、うちの方では、使用許可を出しました。現在の運営メンバーは、5名程度で運営をしております。実際には昨年の12月9日から運営を開始して週2日程度利用開始しております。直近の実績ですけれども、4月では10日間利用して、63人、5月では9日間、45人、6月では、4日間で18人、7月では4日間で22

人の利用があります。利用目的としましては、幼児や児童そして保護者の憩いの場、地域活動の集会の場、自習学習や読書の場、サークル活動の場、勉強会の場として活用されております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 同様に、この評価報告書の放課後児童健全育成という部分で、現在ある児童クラブ、これを子供教室へと移行したい旨の内容等もございました。これは、子供たちの安全を図ることもそうですが親の就労に関係なく、児童クラブというのは、親が就労している場合に利用できるという関係から、親の就労の関係なく児童の放課後の過ごし方をサポートする意味で検討されているのだろうという認識であります。さらにこれを、一歩進めたものが、児童館なるものになるのだろうと思います。これはそれぞれその所管する省庁も違いますし、実際にその運営に携わる人数で変わってくる関係で、簡単に実施できるものではないのかもしれませんが、ただ、現状の子育て世代の方々の要望等を考えるときには十分今後検討していくに値する施策なのだろうと思っております。子供たちはもとより、今、答弁ございました、主にママさんですね、当然パパも関係することだと思いますが、そういう方たちが集まって、気軽に話ができるそういう場は、大事なのだろうと。特に昔からいる方でなく、新規で来られた方たちにとっては多分必要であるという、切実な思いがあるのだと思います。そういう場があることによって、地域のコミュニティー形成にもつながりますし住みよいまちづくりというものにつながってくるのだろうと考えます。

それで行財政部会からも企業等との連携を図り、雇用促進や、子育て支援を充実させ、人口減の抑制に努めなければならない旨の提言がされております。民間との協力、連携では、以前の弁では民間からあることに対しての提案なり要望があった場合には、行政は積極的に支援もしていくし、応援もしてくという、そういう取り組みの方向性かなと思うのですが逆に、これは、今後求められるであろう様々な施策に対して行政が提案をし、事業実施するに当たって、企業の持っている活力、協力を引き出す。こういう方向性も大事になってくるのだと考えております。その上で霧多布で支社等を設置するという話もございました株式会社ビオラについて支社が設立されたのかどうか。それとこの会社は人材派遣も含め、地域活性化等でさまざまなノウハウ持っている会社だと理解しておりますので商工会を通じた形で、こういうとこととの連携強化を図っていく必要はあるんだろうと思っておりますけれども、まずその答弁をいただきたい。

また、10日の釧路新聞に、根室振興局の5人の職員が、知事表彰を受けた記事がございました。これは、計根別子供館、というものの誕生に当たって、道職員が大変貢献されたということに、現知事が、これは表彰に値するものであるということで、表彰したと。要は浜中町と同じような、新規就農で入ってこられた方、そういう若いお父さんお母さんの声に応えて、今までなかった地区にこういう施設を造ったのが評価されてのものです。

時間も無くなりますのでまとめて伺いますけれども、私はこういう場合は、必要なんだろうと思います。これは喫緊の課題になるのだろうという中で例えば、旧茶内保育所をそういう活動の拠点の場として活用できないかと考えております。そこには当然現在の児童クラブ等が併設することも、有りだと思います。その意味で旧茶内保育所を活用すると仮定した場合についてお尋ねしますけれども、耐震でひっかかっておりますので、以前はもう解体する方向だという話でございましたけれどもこの解体にかかる費用と、耐震改修を行うとした場合の費用が分かっているのであれば教えていただきたいと思っております。加えまして、子育て支援を充実させることによって、若い方々がこの地に多く移ってこられるまちづくりというは、必要になると思っておりますので、夢のある希望の持てるような施策を行なう考え方を6期計画に反映させていくという考えがあればお答えいただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（戸井洋典君）** 私の方から企業との連携の関係でお答えさせていただきます。株式会社ビオラの関係でございますが、商工会からの情報となりますが、今月中にどのような形態になるかわかりませんが、法人登記する予定でございます。それとの連携の関係でございますが、このビオラを通じまして既に人材派遣事業で、雇用を確保をしている企業もございます。現在の労力不足からも、今後ますますニーズが高まってくると考えております。このような企業が町内に設立されれば、商工会と一緒になりまして、これらの企業と連携しまして、雇用促進を図り人口減の抑制に勤めていきたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 産業団体等の連携も含めてお答えいたします。現在若い世代が意欲と希望を抱きながら本町で働き住み続けるよう結婚、出産、育児の支援を続けて子育てしやすい環境づくりの施策を展開しているところです。提言の中でも都市

部から転入された子育て世代の方から子育て資源が不足している、サークルへの支援がないなど話も出ていますが、いずれ、産業団体、企業との連携については、現在のところ具体的な形のものはありませんけども、産業団体と情報交換しながら、子育て支援のサポート体制を浜中町の官民でどう構築するかが、今後の課題と考えています。先ほど議員おっしゃってありました中標津町の例は、やはり複合的な施設の1例としては、就労等の支援、今後の人口減対策、居場所の確保を含め、有効な施策ではないかなと思っております。これも調査研究させていただき、今後、検討して考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 今、多分資料調べているのかと思います。後ほどで結構ですので、先ほどの茶内保育所の解体費用及び耐震改修にかかる費用等がわかるのであれば、後で示していただきたいと思っております。

最後の質問になりますけれども、教育文化部会から、安心安全な学校施設の管理の視点からも、地域の実情を考慮しつつ、町内中学校の統合について検討するべきとの意見も出されております。前回、一般質問でもしておりますけれども、10年後の中学生の数は、今現在で、推計できる状況でありますので、これについて教育委員会の考え、あるいは、その考えを6期計画の中でどう反映していくのかということについて質問いたしまして終わりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（舟橋正誉君）** 町内の中学校の統合についても検討すべきでないかというような御意見がありました。これは教育分科会の中で、委員さん8名によりまして6回の会議が行われております。その中で、町内の中学校一つにするという考があってもいいと思うと。1人でも多い生徒の中の学習環境で学ばせる大切さについての意見がありました。

また反対に、地域と学校の関わりが深く、地域で学校を支え、存続させていく努力が必要であるというような意見もございました。教育委員会としましては、このような御意見を踏まえながら、現に少子化10年後の生徒の減少や、老朽化する校舎のあり方を含めまして、生徒の安全安心の確保と質の高い教育を推進することを基本に、3月の第1回定例会でも、お話をいただいたとおり、第6期の総合計画の中で、浜中町立小中学校の適正配置に係る基本方針を踏まえながら、学校、保護者、地域さらには有識者

などから御意見をいただきながら、中学校の学校配置の適正化について検討していきたいと考えてございますので、御理解をお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 5番加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 項目は、国民年金で生活している町民の生活実態について、町はどのように認識しておられますかということです。私も年金については教員でありましたので、教員用の年金制度です。それから、多くの働く人たちは、厚生年金で生活している。そういう中で浜中町に移住してきて、やはり1番多いのは国民年金で生活している方々でした。私は共済年金でずっときておりましたが、掛金もすごく高かったのですが年齢になって支給される金額は、十分生活できる年金として、給付されてきました。しかし、地域の皆さんの年金はほとんどが国民年金です。話を聞いたら、ずっと払っていないから無年金だという人や、特に若い方は、無年金だったけど、そういう訳にいかないで給付してもらうように、後から追いつくような金額を支払いながらやっているなどの実態がありました。それで、今回は、国民年金保険料の変遷を一覧表にして、示してほしいと申し入れたところ、議員の皆さんにも、配られているように、国民年金保険料の推移ということで、平成10年4月以降、令和2年3月までの年間の保険料を、金額で表したものが配られております。これを見ますと1万3,300円が7年続きまして、それから、年間280円ずつアップしていったらしばらくこれが続くのかなと思ったら、平成19年から前年度比較で240円なったり310円なったり、マイナス80円になったり150円になったりというふうに、一定の額から変動が激しくなりました。それでまず一つは、平成17年、18年は、これからずっと280円でいくと、年額1年ごとに280円ずつ増えますよというふうになったのはどういう経過からになりますか。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** 御質問にお答えいたします。議員おっしゃいましたとおり、国民年金保険料につきましては、平成10年4月から17年3月まで1万3,300円でありました。しかしながら、平成16年の法律改正によりまして、平成17年4月から月額1万6,900円に達する平成29年度末まで毎年280円ずつ引き上げることとなっております。ただし、国民年金法の第87条第5項にございますとおり実際の保険料額につきましては、平成16年の改正で決められた保険料額に物価や賃金の伸びを合わせて調整する保険料改定率を用いることとなっております。この保険料改定率

でございますけれども、前年度の改定率に名目賃金変動率、こちらにつきましては、物価変動率掛ける実質賃金変動率を掛けた数字でありますけれども、先ほど申し上げましたように、平成16年の制度改正で決められた保険料額掛ける保険料改定率によって実際の保険料額が決められることから、それが保険料の増額、減額になっている要因になってございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 今日示された一覧表によりますと、平成19年の240円からずっとアップして行って、真ん中に前年度比マイナス80円になったり、マイナス150円なったりしてきておりますが、保険料の月額、平成19年1万4,100円、それが、平成31年では、1万6,410円となっておりますけれども、総じて見ると保険料は上がってきているのか下がってきているのか、その辺を説明願いたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** 実際の保険料につきましては、平成19年当時から現在を見ましても、推移としては上がっていると捉えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 私も計算してみたら上がったか下がったかで2,550円。それを13カ月で、いくらかということ言えば、平均して196円ずつ上がっています。総じて、12、13年前と比べたら、確実に上がっていると。そんな状況がわかると思います。それでは、年金支給額はどうなっているか。資料2の国民年金、老齢基礎年金額支給額の推移で、平成25年4月から9月までは、6万5,541円。1カ月当たりの支給額です。それがまた下がったり上がったりで、今年の4月では6万5,008円です。これはどういう関係で、上がったか下がったかしてきているのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** 資料にございますとおり、上段、国民年金老齢基礎年金の支給額の推移、それから下段におきましては、厚生年金支給額、夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な支給額として、平成25年4月からの推移をお示しております。まず、支給額につきましては、平成24年の国民年金法の一部改正によりまして、過去平成11年から13年におきまして、年金の支給額、実は物価が下落していたにもかかわらず、支給額を据え置いたということで約2.5%高水準となっております。こ

らの年金額について、平成25年10月、それから平成26年4月、それと平成27年4月において、段階的に解消し、以後の年金財政の改善を図るということと、将来の受給者である世代の年金額の確保を目指すこととなりました。ちなみに、平成25年10月ですけれども、マイナス1%の改定が行われているところでございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 6月の国会でマクロ経済スライドでいけば、100年安心年金と言いながらも、20年で月々の支給額が4万2,000円くらいまで下落するという調査委員会の報告がありまして、その報告を受け取るか受け取らないかで大問題なっただと思うのですけれど。そういうマクロ経済スライドをずっと続けていくなれば、4万2,000円ほどまで減っていくという報告がありましたけれども、浜中町としては、そういう方向に行くと考えておりますか。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** お答えいたします。今議員おっしゃいましたとおり、公的年金の額につきましては、支給額につきましても、賃金、物価の変動率に合わせて、マクロ経済スライドということで、公的年金の被保険者数の減少、それから平均余命の伸びに基づいて調整されております。町といたしましては、今現在の満額支給6万5,008円となっておりますけれども、4万2,000円まで下がるかどうかというところでございますけれども、急激にそこまで下がるという認識はございません。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 保険料の支払い、それから給付額は、上がってきたり、下がってきたりの経過の説明がありました。そしてまた、厚生年金の支給額についての表も付けていただきましたが、厚生年金や共済年金を受けておられる方の月額は、平成25年で23万円、平成31年でずっと下がってきまして、それでも月額22万1,504円ということで、国民年金と厚生年金の保険料も、支給額も3分の1、保険料の3分の1であれば、支給額も3分の1と。スタートラインは同じだったのですがどうして国民年金のみが共済年金や、厚生年金に比べてこんなに低い額で始まって、年金制度が始まって40年ほど経っていますけれども、どうして低いままで今日まで続いてきている原因はどこにあると考えておりますか。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** 御質問にお答えいたします。厚生年金につきましては古

い歴史がございまして、昭和19年から、国民年金については、昭和36年から制度がスタートしました。当時の保険料、国民年金については、スタート時は、ほぼ100円だったというような実態もございまして。国民年金が厚生年金により額が低い理由としては、まず一つはそれぞれの年金の性質などあると考えております。基本として、国民年金につきましては、老後の生活保障を想定せずに、あくまで、老後の生活補てんをする制度という捉えでおります。

一方、厚生年金につきましては、例えば、適用事業所の会社員となって、厚生年金加入をすれば、その際には、国民年金部分も同時に支払っているというような仕組みになってございます。つまり個人については国民年金、そして、会社員は、国民年金と厚生年金の加入と、そういう年金の性質があるかと存じます。もう一つとしては、それぞれの年金の保険料額及び算定等に違いがあると捉えております。国民年金の保険料ですけれども月額約1万6,000円で固定型となっております。一方、厚生年金に関しましては加入期間や、会社から支給される給料、標準報酬ですけれども、こちらによって保険料が変動する所得比例型となっております。厚生年金に関しましては、保険料事業所と被保険者が折半となります。つまりあの給与が高ければ高いほど厚生年金保険料も高くなりますけれども、将来の年金受取額も高くなるというそれぞれ公的年金の性質それから、保険料等の額に起因するものだと考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 今、二つの年金の歴史的な経緯等について、町民課長のほうから説明がありましたけれども、私が一番不思議に思うのは、国民年金の方々が、自分たちの納めている保険料は、とても高いと思っている。それから、家庭の中に20歳以上のものが3人いれば保険料を3倍にして払わなければならない。4人いれば4倍にして払わなければならないというふうに、大変高い保険料を払っているのだとそういう気持ちが多かったと思うのですが、私たち公務員の場合はどうだったかという、保険料は、1万3,300円の国民年金の時代に4万を超える3倍以上の保険料を払って、すごい高い保険料を払っているなど思っていたのですが、事務の方の説明によれば、これは退職後の生活保障なので、今は苦しくとも、ある一定の年齢が過ぎたら十分生活できるものだと言われて、ちょっと不満であったけれども、我慢して天引きされていたから、痛くも痒くもなく、過ごしてきたように思います。なのに、なぜ、途中からでも、国民年金の保険料あるいは支給額が、ほかの年金と比べたら3分の1の状況になっていて、将来



に向けて、これじゃあ生活できないじゃないかと。何とかこれを当たり前の方向にしていく方法はないかとか、そういう考え方は、国や地方の行政の中になかったのか。その辺のことを説明してほしいなと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** 御質問にお答えいたします。年金制度につきましては、国の制度であるということで、現在の市町村の事務的になることに関しましては、例えば、年金の裁定請求にこられた方だとか、免除申請に来られた方、そういった事務の取り次ぎをしているということで、直接的にそれぞれの被保険者の年金に関する事項については、原則、日本年金機構なり年金事務センターに問い合わせるという形になってございます。ですので、それぞれの市町村が例えば国民年金が少ないから、例えば自治体で負担をするというような、そういった仕組みには年金制度自体になってないものですから、その点について認識はないということで御理解いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 今、町民課長より、そういう説明がありましたけれども、町長は、行政をやりながら、この問題について、どの様に考えてこられましたか。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 素直に言いますと、この問題は、私が考える問題ではないのです。年金に関して言えば、町長の権限もないのです。その中で、この制度ができたということだと思っています。ですから私がどう思うかについては、今特別考えは持っていません。その生活実態の話は別ですけども。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 私は、不思議でならなくてずっと考えていたのです。それで、国民年金ができた当初、店の社長やお店を出していた方々は、大変景気が良かったのではないかなと思います。私も、大学を卒業して、教師になる時に、家が商売をやっていたものだから、教師になったら幾ら給料あるのだと聞かれたので、月1万1,000円くらいだなと言ったら、そんなに少ない金で、教員なるのかと、そんなとこに行かないで俺の仕事継げよと、1万1,000円なんか1日の稼ぎでできるのだと。そんなふうには私をとどめようとしてくれたけれども、私はすごいことを言って、商売を継がないで、教員の道に行ったのです。すごい羽振り良かったのです。それで、国民年金なんか、月々払わなくても、十分金は貯めていけるのだと。どんどん儲かる時期だったので、国

民年金に頼らなくても、貯蓄していけば、将来やっていけるのだ、そういう時代だったと思います。

私は霧多布に来てもう36年経つのですけれども、組合をやっておりまして、各学校のへき地級を査定するときに、学校区にいくつの生鮮食料品店があるかというのも、僻地の点数になるので、全小中学校の地域に食料品店がいくつあるかということ全部数えました。私の記憶で、54軒の食料品店がありました。西円の奥にも2軒、姉別にも3軒、丸山通りにも食料品店が3軒ほどありまして、54軒あったのです。それが統合になって、そして、フランチャイズという、セイコーマートやらセブンイレブンができて、その結果はどうなったかというお店やっていた人がほとんどやめて、食料品店は霧多布に1つ、それから茶内の農協に1つ、あとセイコーマートが4店位、あると思うのですね。全部それに集約されてしまったのです。それで、商売やっていた方が、ほとんどやめてしまったおかげで、今になってもっと貯蓄しとけばよかったとかあるいは、保険制度を考えなければならなかったなって。今になって反省しているのではないかなと私自身は考えるようになりました。

私の言いたいことは、中小の企業が、大きな全国的なチェーン店によって、全部潰されてしまった。大企業によって、小さな商店はどんどんつぶされてしまって、資本の持っている企業が、地方の隅々まで進出していった結果がこういう結果を招いたのかなというふうに思っております。それで、この事態に至って少ない年金の支給額をそのままでもいいのかっていう問題があると思います。私はどんな実態であるかということで、今回の3件の暮帰別の方の生活実態を調べてみました。ここで3件のうちの事例その1です。78歳の女性。国民年金受給額3万円。20年前に夫が病死し、それ以来、2カ所、パート労働を10万円で75歳まで続けてきた。今は軽度な仕事なので、1カ所のパート収入3万円で暮らしている。この3万円というのは、一つの事務所の仕事が終わってからの掃除で、毎晩30分くらいずつ掃除に行って3万円を得ていると。合計6万円で暮らしています。病院にも月1回通っているの、収入が少しでも増える方法を教えてほしいと。やがて2~3年もすればパート収入もなくなります。このお婆さんに対してどのような支援がありますかということなのですけれども、年金で3万円、パートで3万円。月收入が6万円。こういう状態で、何とか働けるまで頑張る。ということなのですけれども。今の時点で、この3万円と3万円で暮らしているお婆さんに対して少しでも収入が増えるという方法はありますか。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** 御質問にお答えいたします。今議員の方からお話になりました方への支援ということでございますけれども、今年10月1日から年金生活者支援給付金という制度が施行されます。この制度ですけれども、年金を受給していても、所得の低い方の生活を支援するために、年金に上乘せして日本年金機構から支給されるものでございます。ちなみに令和元年度では、基準は月5,000円となっております、過去の保険料納付期間等に基づいて算出され給付されます。給付金については非課税となっております。この制度の中で老齢年金生活者支援給付金がございますけれども、こちらの支給要件といたしましては、65歳以上の老齢基礎年金の受給者、2点目として、前年の公的年金の収入金額とその他の所得、給与利子等との合計額が87万9,300円以下であること。

3つ目として、同一世帯の全員が市町村民税が非課税であることとなっております。この給付金でございますけれども、平成31年4月1日付けで年金を受けている方につきまして、今月、手続案内が日本年金機構から送られる予定となっております。4月2日以降に年金を受け始める方につきましては、年金の裁定手続を行う際に、あわせて給付金の請求手続を行うということです。あくまでも、認定請求を行わないと、この給付金は、受け取ることができませんけれども、市町村としても、私たちとしても、市町村窓口において、こういった給付金の支給を受ける方については、しっかりと事務的なサポートしていきたいと考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 10月1日から今言われたように月5,000円で、年間で6万円と考えてよろしいですか。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** 御質問にお答えいたします。先ほど支給要件等をお話しいたしましたが、重ね重ねになりますけれども、あくまで給付額については、月額5,000円を基準に保険料の納付済み期間等に応じて算出されます。まず、保険料の納付済み期間に基づく額としては月額5,000円に、保険料納付済み期間例えば最大の480カ月だとしたら、480分の480で1になりますから、これは月額5,000円と。その他の方について、例えば、保険料の免除を受けていた期間については額としては、5,000円掛ける保険料免除期間、これを480で割って、その分を合わせた額

が支給されると。あくまでも基本は、5,000円であると考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 今説明あったように、満度に保険料を納めていれば、5,000円が、年間で6万円になるということですが、免除期間だったり、支払いを休んでいた期間によって5,000円が3,000円だったり2,000円だったりということ。苦しい中で生活を続けてきた国民年金を受けている方にとっては、ニュースを見たら、6万円の収入が今年増えるかもしれないと喜んでいる方もいたと思いますが。事例の2つ目に83歳、夫死別して15年、夫は自分で商売をやっていたが、子供が5人生活は苦しかった。夫も自分も無年金。夫が大病して入院したときに、生活保護を受けた。それ以来単身で生活保護のお世話になっている。贅沢しなければ何とか生活できている。ひとり暮らしです。地震津波が来たときに、避難場所が欲しいという言葉もありましたが、無年金の方が、夫が入院したので、お金がない。それで、福祉保健課に相談に行ったところ、即生活保護受けて、病院代も無料になってそうしないと命も危ないし、そういうふうにしなさいと指導してくれたので、そのままやってもらったのですけど、夫は亡くなり、その後の私の生活保障も生活保護で繋いでいますと。そういう人にも出会いました。大変ありがたいとそのお母さんも言っていました。こういうふうになかなか生活保護の申請はできない。何とか頑張って働いて何とかしようっていう方が多いのですが、町が、そういう姿勢で、考えてくれるのはありがたいことだなど思うのですけれども今後もそういうような形で、年金だけで大変だっていう中で浜中町に相談に行った場合、どんな方向で対応してくれるのか。今の生活保護のことも含めて実際に取り組んでいる状況の説明をお願いしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** お答えします。生活保護の関係ですけれども、一般的に国民年金を受給される方につきましては、高齢者の生活形態や親族との同居、自営業を続けていたり、人それぞれであると考えます。国民年金だけでは、老後の生活をするのは、難しいというのが実情ですけれども、国民年金はあくまでも老後の補てん的な資金ということで、先ほど町民課長も言うておりましたが、そのようなことで捉えていただきたいと思います。あと、定期預貯金等を活用しながら、老後を暮らすと思いますが、資産も何もなくなったという形になると最後は最低生活基準に満たない時は、最後のセーフティーネットとして生活保護制度があります。

生活保護は、あくまでも資産預貯金、保険等を活用して、生活できないか、扶養する方がないという部分を最後確認しまして、最終的には福祉係の方で、相談を受けさせていただいております。そして最終決定は、今福祉事務所は北海道になりますので、そちらの方の調査等もありますけれども、必要な支援については、今後も相談業務を行いながら、生活弱者の立場に立った対応をさせていただきたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** ちょっと飛ばしたのですが、今国民年金と生活保護の関係が出てきましたので、質問を元に戻りまして、通告書の③に書いてある国民年金の生活者について現在支給されている金額は、果たして生活できる金額であるかどうか、憲法第25条に照らして、生活保護というのは、東京では家賃が幾らで、生活費が幾らで合計幾ら東京では支給されていますかという質問もしておりましたが、よろしくお願ひします。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 生活保護費の支給基準の話です。生活保護費については家族構成や年齢、地域等により、最低保障基準が定められております。高齢者夫婦世帯夫68歳、妻65歳のモデル世帯の最低生活保障基準の額で申し上げますと、東京が1級の1という区分になりますけれども、生活扶助が12万410円、住宅扶助の上限額が6万4,000円。合計で18万4,410円となっています。釧路市が2級の1ということで、生活扶助の額が11万220円、住宅扶助上限が5万2,000円、合計16万2,220円、釧路町が3級の1で生活扶助が10万3,820円、住宅扶助が3万8,000円、合計で14万1,820円、浜中町が3級の2で生活扶助、10万190円、住宅扶助の上限が3万8,000円で合計13万8,190円となっております。ちなみに釧路町以外の管内の町村につきましては3級の2となっております。国民年金だけの生活ですけれども、国の家計調査では、年金の受給額が生活水位を上回っているという統計も出ていますので、資産を活用しても、生活ができない方については、最終的には生活保護の御相談に乗りながら、必要な支援をするという形になると思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 事例3に進めさせていただきます。夫の遺族年金と国民年金で8万円を受けている。77歳で単身世帯、自分はまだ縄さやめの仕事をびっしりやって

何とか食べている。しかし、将来に不安がある。国民年金の人は、特養の野いちごに、入所できないというでしょう。これは、最近聞いたのですけれども国民年金で生活しているお年寄りの方々の間で入所はできないというのが広まっています。根室市や釧路市の安い施設でなければ、入れないと言うのでしょうか。何で地元で生まれ生活し、頑張ってきたものが、年金額が少ないからといって、よその施設に行かなければならないの、ということも3つ目の家で言われてきました。それでここまでそうになっているのかは、十分把握してなかったのですけれども、国民年金は先ほど言われましたように、月額6万5,000円です。施設サービス、例えば、特別養護老人ホームのハイツ野いちごでは、月々の費用が9万7,170円それから、老人保健施設では、月額8万5,544円それから、介護療養型医療施設、療養病床棟、浜中診療所あたりでは、7万9,440円という資料がありますが、年金のみの生活をしていて単身で生活している人は、なかなか入れない。ただ、家族がいて、家族が若い人たちが、じいちゃん、ばあちゃんを支援するということで、手出しは息子たちが少し援助してくれると、というようなことがあれば、そういうことはないようだと感じたんですけど。実際のところは、どのようになっていますか。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** まず野いちご、特養特別養護老人ホームの入所の要件につきましては、要介護度3以上を基準に厚生労働省の基準に則って家庭での介護状況等を勘案して入所判定委員会で入所の順番を決めています。実際、国民年金の収入のみで、施設入所されている方もおられます。入所判定はあくまでも要介護度が基本となりまして、介護施設に入所が早急に必要の方につきましては空きのある釧路などの特養や老人保健施設など入所するケースはあると思います。実際、ハイツ野いちごさんは、現在、8月19日現在で入所待機者が39名おりますので、なかなか入りづらい状況というのもあります。これは介護職員の不足ということで、夜勤の対応等ができてないというところもありますので、少しずつ今改善しているような状況にあります。

それと、先ほど議員おっしゃいました費用については、要介護度4でいきますと、月額9万7,170円かかりますけれども、国民年金だけの方ですと非課税世帯ですので、この額が実質限度額が適用になりまして、利用料、食費、居住費合わせて、最終的には戻ってくるお金もありますので、4万1,400円となります。不足分は、先ほど申しましたが、預貯金等での補てん、議員おっしゃられる通り親族等の援助という形になり

ます。野いちごさんにも実態を聞きましたら、やはり今、国民年金だけでぎりぎり。足りない分は、預貯金等の取り崩し、親族等の援助というのが主です。実際、生活保護を受けて野いちごさんに入っている方もおられます。資産もなく、低年金の方もおられますので、実情は、国民年金だけでは入れないのではありませんので、御理解いただきたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 国民年金で生活して満度に納めていない人たちの不安というのは、先ほど言ったとおりで、自分たちは、野いちごにも入れないのだっていうもう相当凝り固まっているような状況であります。ですが課長が言われたように、親族の援助とか、あるいは生活保護を受けて、今言われた金額で間に合うのであれば、入所は可能だというようなことなのですね。それと、1番最後に言ったことは、自分たちは根室や釧路に行きたくないのだと。霧多布で皆で共同生活して暮らしたいのだと。よその釧路や根室の施設に行かないで、自分たちも施設の仕事をみんなでやりながら、老人が共同生活をするような施設を作っていきたいという話までしている。浜中町はそういうことがあった時に、何か応援をしてくれるだろうか。具体的に言えば、霧多布小学校が教室も空いていて6学年1学級ずつなのでその半分を老人施設にして、共同で生活できるような。例えばの話ですが、そのように、地元でケアハウスみたいのを作って、応援してもらえないだろうかという質問もあったのですが、それについては、いかがでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 学校等の利用ですけれども、まず霧多布小学校については、教育専用の施設であると考えますので、老人福祉施設との複合施設の利用はできないと考えております。また、老人ホームの開設には法人の立ち上げ、介護職員の確保、必要な施設の整備などさまざまな基準クリアしなければならないと考えているところです。個人やグループでの老人ホームの経営は難しいと考えております。御理解いただけるよう願います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 今言われたことで、年寄りの意向を汲んでどんなことができるのかなと担当課の方で、考えてもらいたいと思います。自分たちで老老介護でそういう施設を運営みないなんていうのは夢みたいな話なのですけどね。75歳のおばあちゃんが、そんなことまで言っているの、若い皆さんで考えていただいて何人か男性も女性

もその中に入って、老人の力をかりながら満足いくような、そういう施設は作れないものかな。そういうのは、浜中的な雰囲気のある提案かなと私は思うんでね。ぜひ近い将来、そういうことも、専門的に考えていただいて、この意見を満足できるようにしていただきたいなと思います。

議長、最後に要望なのですがよろしいでしょうか。私は今回の釧路の年金機構に行って、浜中町の国民年金に加入している方は、どのくらいいて、保険料を満度に払っている方、それから、4分の1は払っていない、2分の1は払っていない4分の1しか払っていないあるいは無年金の方が、どのくらいいますかと聞いたところそれは、年金を受けている方と年金機構が対面でやっていることなので浜中町の年金を受けている方の生活実態はこうですよと表に示すことはできませんと断られました。それから、収入が幾らであるかについて、最も聞きたいところだったのです。先ほどの事例1で3万円しかもらっていない人にたまたま出会いました。無年金で0円の人にも出会いました。それから、4万円もらっている人、2万円もらっている人その方々がどのくらいもらっているのかを示してもらえませんかと言ったら、示してもらえませんでした。だから、町民課に対してもそういう質問はしませんでした。私は、別な方法で、できるのではないかなと考えました。それは税務課で確定申告する時に、収入年金で幾らそれが出ているので満度にもらっている人の数、4分の1、2分の1、4分の3などの数を私はやっぱり町として、年金をどんな程度でもらっていてどのような生活をしているのかと、町自体として、知らなければならぬと私は思うのですけれど、そのことについて、一覧表をつくっていただいて、私たちに、時間はかかるかもしれませんが、そういうものを示していただきたいなと思うのですけれどもいかがでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 今要望といたしましたね。今は一般質問という場ですから、職員から回答させます。できることはできる、できないものはできないとはっきり申し上げて結構だと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 税務課長。

**○税務課長（山平歳樹君）** 今質問にお答えします。税務課では年金所得については把握しておりますので、個人名は出せませんが人数でよければ出すことは可能です。

**○5番（加藤弘二君）** 以上で終わります。

**○議長（波岡玄智君）** これで一般質問を終わります。この際暫時休憩します。

（休憩 午後 3時 8分）



(再開 午後 3時30分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第9 議案第59号 浜中町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第9 議案第59号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第59号 「浜中町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由を御説明申し上げます。

このたびの条例改正は住民基本台帳法施行令の一部改正に基づく改正並びに印鑑登録に関し性別の記載を廃止するための改正と、その他必要な文言の整理を行う改正であります。平成31年4月17日に公布された住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が令和元年11月5日から施行され、印鑑登録に際しその者が過去に称していた氏を登録できるようにするため、第5条第2項並びに第6条及び第11条に必要な文言を加える改正を行うものです。

また、本町における印鑑登録に関し、性同一性障害等を抱える方への心情の配慮、個人のプライバシーの尊重に向け、印鑑登録事務の性別に関する事項を記載しないように取り扱うにあたり、第6条第6号並びに第11条第3号を削除する改正を行うものです。

なお、この改正条例は、令和元年11月5日から施行するものとしております。以上、提案の理由を御説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第59号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第59号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第60号 浜中町税条例等の一部を改正する条例の制定について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第10 議案第60号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第60号「浜中町税条例等の一部を改正する条例について」

提案の理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、平成31年度税制改正大綱に基づき「地方税法等の一部を改正する法律」及び関連する政令・省令の一部が改正され、平成31年3月29日付けで公布となっていることから、浜中町税条例の関連規定を改正する必要が生じたので、浜中町税条例等の一部を改正する条例の制定をしたところであります。

この度の税条例等の一部改正の主な内容ですが、「町民税」では、申告書記載事項等について、「法人町民税」では、申告納付について、「軽自動車税」では、環境性能割の非課税等についてで、関連する項目について所要の改正をするものであります。また、本改正につきましては、総務省から示された「市町村条例等の一部を改正する条例の例」に基づいたものであります。

なお、施行期日につきましては、各号に掲げる規定の改正を除き、公布の日から施行することとしております。

以上、提案の理由を御説明申し上げますが、詳細につきましては、税務課長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（山平歳樹君） （議案第60号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第60号の質疑を行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） ただ今、条例改正の内容についての説明をいただきました。それぞれ改正の条項、項目、改正内容について御説明をいただきましたが、軽自動車税の環境性能割の関係について、この税制改正が平成31年10月から環境性能割が創設されたという経過があると思います。それから今回10月から消費税が10%に加算されるということから、この環境性能割がスタートするというような流れかというふうに思うのですが、その経過等についてざっくりで良いですから説明をいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（山平歳樹君） 環境性能割の移行の経過ですが、税制改正によりまして、令和元年10月から軽自動車税に環境性能割が創設されます。現行の軽自動車税は種別割と名称が変更になります。これは消費税率10%の引き上げが平成29年4月1日から2年半延期されたことに伴い、制度施行も2年半延期されたものです。

創設される環境性能割については、令和元年10月1日の消費税率10%への引き上げ時に、自動車取得税、これは道税ですが、これを廃止して、自動車及び軽自動車に対して取得価格が50万円を超えるものに環境性能割として課税されることとなっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第60号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第61号 浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第11 議案第61号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第61号「浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由を御説明申し上げます。

この度の条例改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正する政令第61号の公布に伴い、関連規定を整備するものです。

この度の条例改正は、第15条第3項に規定する災害援護資金の償還等に関して、報告等の規定を追加、法及び施行令の改正に伴う適用条項を改めるとともに、第17条として、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための機関として、支給審査委員会の設置に関する規定を追加し、被災者支援の充実を図るとともに規定の整備を行うものです。

なお、この改正条例は、令和元年10月1日から施行するものとしております。

以上、提案の理由を御説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第61号の質疑を行います。

2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 理解はしているのですが、まず、現行災害弔慰金等の規定については、現在、条例で定められていて、必要な書類を提出後、町長の判断によって今まで多分支給されていたものと理解をしているのですが、この度、それを支給審査委員会というものを設置することが多分義務付けられたというふうに理解するのですが、これが義務付けられるに至った法改正の趣旨についてまず教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） まず、この度の条例改正につきましては、災害弔慰金の支給に関する法律の一部改正によるものであります。第15条につきましては、償還金の関係の部分での条文等整理ということで法律に基づいて改正されておりますけれども、今回第17条の部分ですけれども、この部分については、特に災害弔慰金と見舞金の支給に関して、災害関連死の判定をする際に、なかなかこれは難しいということで、速やかに支給判定して支給につなげるということで、支給審査委員会を設置して被災者の支援を図っていくという形になります。

従来は、この部分は道のほうにこの支給の関係の審査部分を委託するというような、自治法上はそういう規定になっていたようなのですが、その辺を法律の改正によって明文化して、あくまでも審議会は作ることができるという形だったのですが、当町においては設置をして、災害関連死や災害で障害を負われた方がいる場合、見舞金の支給と弔慰金の支給を速やかにするというを目的に規定をしております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） わかりました。それで、これを見ますと、「委員は、医師、弁護士、その他町長が必要と認めたものから町長が委嘱する」というふうになっているのですが、何人くらいを想定しているのかと、現在、構成メンバーはどういう方を考えておられるのか。及びこの委員の任期。当然報酬を伴うことになるのかと思うのですが、その辺もう少し踏み込んだ内容がわかればお知らせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 町長が別に定めるということで、この部分が規則になるか要綱なるか現在検討中なのですが、医師、弁護士のほかに考えているのは、有識者として民生委員や社協役員、あとはほかの町村ですと議会議員が入っているケースもあります。地域の実情に詳しい人ということになりますので、災害に遭われた方の状況がある程度わかる人を選任したいと思います。具体的な人数は、5、6名ということでちょっと考えていますけれども、あと報酬等については、基本的に国からきた中では委嘱というだけで報酬の設定がなかったので、その辺も含めてちょっと報酬が発生するとすれば、条例等の部分で委員をその他委員等で載せなければならないと思うので、その辺もちょっと今ほかの方の情報収集しながら、政令等の部分を新たな部分を

確認しながら今後対応したいと思います。

いずれ、この災害については自然災害なのですけれども、災害救助法の適用とかという部分が多いので、一般的にはかなりハードルがちょっと高いんですね。最近で言うと、去年発生した胆振東部地震とかそういった部分の大規模災害がなるケースが多いですし、もし町内でなったとしても、かなり被災が大きな場合ですので、ここ数年、この10年とかですけれども、この弔慰金と貸付金の関係の該当事例はありません。あくまでも条例部分は、今回は法律の改正と政令の改正に合わせて改正されているという状況になっております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** ちょっといまいち理解できないのは、これは10月1日から施行されるわけですね。当然委員会のメンバー等は既にお願ひして決まっているのかというふうに理解したのですけれども、これ10月1日までには審査委員会なるものはできるというふうに理解して良いのか。要は、あと半月ですけれども、それまでに構成メンバーも決めて委嘱を済ますというふうに理解して良いのか、それとも、もう少し時間をかけてという考えの中でのこういう提案なのかを確認させていただきます。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 先ほど言いましたが、状況をちょっと確認している状況です。10月1日に災害が起これば、この災害関連死等が出てきた場合ちょっと対応しなければならない場合もあるのですけれども、先ほどちょっと言いましたけれども、道のほうにそういう場合、もしなった場合、自治法上の規定では、そういう審査も委託するということが出来るのですけれども、ただ、道にやると、道もほかのところから上がってくるケースもあるので時間がかかると。それで町村内で、こういう判定をして、スムーズにその支援のほうをしていくという流れですので、いずれ早急に、議決された場合、もう施行日の10月1日が迫っていますので、選任と規則等の制定をしていきたいと思ひます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** これで質疑を終わります。

これから議案第61号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第62号 浜中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の  
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第12 議案第62号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第62号「浜中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の条例改正は、子ども・子育て支援法に基づく、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令第7号」が（令和元年5月31日）公布されたことに伴い、条例で定める基準などにつきまして、同様に改正を行うものであります。

主な改正内容を申し上げますと、0歳児から2歳児までの保育を提供する小規模保育や民間企業が事業所内で自ら行う保育などの「特定地域型保育事業所」について、その運営基準が緩和されたものであります。なお、本町には該当する事業所は現在ありませんが、市町村による認可事業として国の基準に準拠をするものであります。

具体的に申し上げますと、代替保育の確保については、連携する保育所、幼稚園、認定子ども園に加え、新たに小規模保育施設からの代替保育の確保が可能となりました。また、特定地域型保育の卒園後の3歳からの受け皿となる保育所、幼稚園、認定子ども園の「連携施設」の確保については、従前は義務化されていたものが、著しく困難な場  
合についてはこれを不要とし、さらには、認可保育所と同等規模で運営している事業所

内保育で、満3歳児以上を受け入れる場合についても、卒園後の受け皿となる連携施設の確保義務が免除となりました。

最後に、この連携施設の確保期限について、経過措置を5年から10年に延長するなど、関係規定を整備する所要の改正を行うものであります。なお、この条例は、令和元年10月1日から施行するものとしております。

以上、提案の理由を御説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第62号の質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第62号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第63号 浜中町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第14 議案第64号 浜中町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第13 議案第63号及び日程第14 議案第64号を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。



**○町長（松本博君）** 議案第63号「浜中町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第64号「浜中町実僻地保育所条例の一部を改正する条例の制定について」は関連がありますので、一括して提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、本年2月12日に閣議決定、5月10日の参院本会議で可決、成立した「子ども・子育て支援法」の改正に伴い、特定教育・保育施設の利用者負担額を定めている政令が改正され、本年10月から3歳以上の児童の保育料が無償化されることから、町立保育所保育料についても、これに合せた改正をするもので、両条例とも「保育基準額表」の改正をするなど、国の基準と同様の改正内容となっております。また、常設保育所においては、保護者からの要望があります延長保育を実施するため、必要な関係規定を改正するもので、これまでは法律の規定より30分短い午前7時30分から午後6時となっていた保育標準時間を法律と同様の午後6時30分とし、閉所時間を30分延長、更には閉所後の午後6時30分から午後7時において、保護者の希望により延長保育を実施しようとするものであります。

この結果、これまでよりも最大で1時間長い午後7時まで保育が可能となります。

以上、提案の理由を御説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第63号の質疑を行います。

2番田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** まず、30分延長されることについては、以前からいわゆる新規就農で来られた方、要は、面倒を見てくれる爺ちゃん婆ちゃんがない点について要望があった事項で、これは大変英断をされて決められたことと大変嬉しく思っております。それで、前回、条文等にはないのですが、前回の全員協議会の場で無償化に関連して、今回、3歳児以上の無償化の対象となる子供たちに対する副食費もあわせて無償化、町独自の施策として無償化をして負担の軽減を図るという説明がございました。ただ、今回法改正の対象から外れた3歳未満児については、今回の恩恵というものはない訳でありますよね。それで、町独自の支援策として副食費も無償化にするということなのであれば、私は、個人的には未満児、3歳くらいまでは極力親と長い時間を過ごすのが望ましいことなのだろうと思うのですが、そうも言えない社会状況の中で、やはり預けて働くという家庭が増えているのだと思うのです。3歳児以上の保育料が無償化になることによって恩恵を受け、さらにこの副食費も町独自に無償化にすることで実

質の負担がゼロになる訳ですよ。ただ、この未満児の子供たちについては今回の法改正から漏れて従前どおりということで、そこで公平さ、子育て支援に対する公平性という観点からいくのであれば、せめて今回の法からは外れたけれども、町独自でできるこの副食費に関しては、せめてここは未満児についても無償化にするのが優しい行政なのかなと思うのですけれど、まず、この点の検討がされたのかどうかについて伺っておきます。

**○議長（波岡玄智君）** 保育所長。

**○保育所長（梅村純也君）** ただ今の公平さの観点からそういった検討がされたか、されていないかと、その前段も含めてということによろしいでしょうか。そこに至るどういった検討がされて、なぜこの結論に至ったかというような説明でよろしいでしょうか。

まず、今回の条例改正の趣旨が、あくまで国の基準に沿って行うということを主眼にしておりました。それに伴いまして、3歳以上児の副食費についても無償化するというのは、国の法改正の趣旨をとらえた上で、さらに、浜中町独自の子育て支援策として副食費部分も無償化するというようなことで考えました。当初は副食費の分はいただくという方向で考えていたのですが、そこも含めて軽減を図ると。議員のおっしゃる未満児についても、副食費、未満児の場合はこれに主食の白御飯も加わるのですけれども、それも無償化すべきではないかというお話だったのですが、ちょっと話が前後するのですが、3歳以上児についての月額副食費というのは、今回、国から月額4,500円程度というものが示されてきております。町としましてもそれをもとに検討を加えていったところなのですが、未満児部分については、従前と変わらず保育料全体に給食費も含むという表現できておりまして、国のほうとしてもその軽減というのは全く想定していない状況です。我々もそれに沿って同じような考えで結論を出させていただきました。ちなみに質問にはなかったのですが、実際の給食費としましては、未満児で1食235円ということ考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** どう言ったら良いのでしょうか。今、要は保育所単独で未満児部分についての副食費の扱いについては検討したというふうに捉えて良いのですか。それとも町長部局とも相談してということですか。今の説明ですと、要は国の方針に沿って、この町独自の支援策と強調されますから、当然、町独自でこの副食費については無

償化しようということで決まったのだらうと、まあ、良いことだなというふうに理解はしているのです。ただ、さっき言ったように、子供を見られない事情が増えてきている世帯が多い中で、他町では今回のこの法改正に合わせて、それこそ町独自で、未満児も含めて全額無償化に踏み切るという町村も出てきております。それで、以前これについて説明を尋ねたときには、要は、全額無償化にして、未満児まで無償化にしまうと、入所児童が増える可能性が出てきて、それに対応するための保育士の確保だとか、それに伴う財政面での支出などが増えるので、未満児についての無償化は、検討したけれども先送りしたというか、今回は見送ったという説明でした。であるから、町独自の支援策ということを強調するのであれば、せめて今回法の恩恵がない未満児についても、副食費だけでも、それこそ町独自に支援をして、無償化にするという方向性というのは考えられると思うのです。条文にも規則にもないわけですから、これはもう町長の判断で直ちに実施できるものと思うのですけれど、町長どうですか、この考えについては。そこまで踏み込む必要がないというか、余裕がないというか、今回はやらないという方向なのか、これについてちょっと御答弁いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 一言で言うのならば、今回はやらないという結論にさせていただきました。将来含めて、検討する時は、あるかもしれませんが、副食費と言っても0歳から2歳であればそんなに食べないのですよね。それをそんなに詳しくわかっておりませんが、ミルクを持参するのか、ミルクはどのミルクを使うのかというのはちょっとわかりませんが、その料金、食べるお金というのは、当然子供たちから言うと、0歳、1歳、2歳というのは本当に金額的に出てこないような気もするのです。それほど大きな金額にはならないと思いますけれども、今回は、その分については外しました。外しましたというより、その部分については保育料を取りますから。0歳、1歳、2歳の分については無償化していませんから。

それともう一つ、それよりも先ほど議員言われた無償化になったとき、何人来るかというのちょっと読めませんが、来るのかそれとも母親はその時ぐらいはちゃんと面倒見るといことなのかわかりませんが、もし、まともに来たら保育所をもう一回建てないとならないと思います。児童数が増えますから。それと、保育士もすごく大量な人数が、小さい子供たちに対する保育士の数もありますから、それは到底無理だということも含めて認識としては押さえているところであります。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 何と言ったら良いのか、一般質問でないので控えますけれども、どうなのでしょう、そういうことを受ける父兄の立場で考えた時に3歳以上は、全て無償化になりましたと。でも、未満児は従前どおりです。という、この受け止め方に対する町としての思いやりというか、そういうものをこの機会に増やす意味でも、この副食費、町長が言うように本当に月額いくらかもないのかもわからないけれども、そういう姿勢を見せることがやはり優しい町政だなということに繋がるのだと思うのですよ。ですから、ぜひ検討していただきたいと思えますけれども、同じ答弁であれば、答弁は要りません。今回は見送るということであれば、それはそれで結構です。

○議長（波岡玄智君） 思いやりということです。

町長。

○町長（松本博君） 国が、どうして3歳以上だけが無償化にして、0歳、1歳、2歳をそのままにしたかというのは、逆にこっちも聞きたいくらいです。ですが、先ほど私が言ったそんな心配事もあって、そしてまた、今でさえ保育士が少ない、足りないのに、そういう状況にしたらどうなのかと、それはわかりませんよ。国に聞きたいくらいであります。

それともう一つ、お母さんたちにその意向も聞きたいと思っています。どうしますかと。0歳、1歳、2歳のお母さんたちに、どうしますか、保育所に預けますかと。そこがわかっていないのですよ。多いというよりも、ちょっとその辺がわからなくて、今はちょっとできませんという回答に繋がっていくのだと思っています。だから、理解はできないと思うのでしょうかけれども、今そういう考え方でおります。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

1番川村議員。

○1番（川村義春君） 2番議員と関連、重複するかもわかりません。完全に重複すると思います。町長の施策の柱という3本柱、この中の一つが子供・子育てに関して支援をするという内容であります。それで、私も、同じく、本来であれば町独自で支援をするという制度をつくるのであれば、隣町のように0歳児から3歳児までも保育料を無償化する。そうすべきだと私は思っているのですよ。ところが、先ほど2番議員も言いましたし、8月7日の全員協議会で担当課長から説明がありました。0歳から2歳までの課税世帯を無償化するというのであれば、園児が80人くらいいるので、無償化すれ

ば保育士が不足すると。3人を1人で見なければならぬ、そういった部分で、なるほどなと思っていました。この時点では、今の副食費については取りますよということだったのです。ところが、今回の提案は、子供・子育ての支援の一環として0歳児から2歳児、3歳児までの間の副食費については取りますよ。担当課長の話でいくと、1食235円というような話を今されておりましたけれども、私は公平公正、公平性という観点からいくと、十分ではないというふうに思っているのです。いくら条例、規則に定めがないからといって、これはまた別だというような考え方に私はならないと思っているのです。

それで、先ほど2番議員も言うておりましたとおり、本当にこれについては町単独で行う訳ですから、条例等にも規定もないし、規則にもないものであれば、余計簡単にできるのではないかと。とりあえず今、何人来るかわからないけれどもという話もありましたけれども、0歳から2歳まで無償化を宣言して、その足りない分は補正を組めば済む話なのです。簡単な話。人数が決まって、当初予算だから、今回から予算を組まなくたって良いのです。既定予算を食いつぶして12月補正だとか、そういう分で補正を組めば良いのですから、そんなことで、私は公平公正、公平性から判断していくと、これは今回のこの支援策、町独自のせつかくやる支援策でありますから、町広報あるいはホームページを通じて町民にPRする絶好の機会だと思っておりますので、その辺、町長やりましょう、無償化。保育料は、事情があつてそういう保育士が足りなくなるというのはわかります。ところがこの副食費に関しては、やる気になればすぐできる。やってほしいと私はそう思っておりますので、町長、再度2番議員とダブるかもしれませんが、見解を示していただきたい。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 副食費だけだったら、できると思います。副食費だけであれば。金額もはっきりしていませんけれども、どういうふうに割り算するのかわかりませんが、できると思いますけれども、0歳、1歳、2歳の保育料は、今はそうはやっていけないと思います。もし、その取らない部分の分についてはまた後日協議して、条例になるのかわかりませんが、たぶん条例にないから、それはそれで決めていきたいと思いますが、今の段階では、今の保育所を守るためには、0歳、1歳、2歳の子に大量に入られてくると困るので、対応できませんのでそういう考え方で今おります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 同じことを何回も言わないで、別な視点で質問してください。  
川村議員。

○1番（川村義春君） 確認ですけれども、今の町長の答えですけれども、保育料についてはできない。副食費についてはやりたい、やるという考え方で良いですね。そこだけ確認しておきたい。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 額にもよると思います。その金額。いくらになるのかわかりませんが、また相談させてもらいたい。

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第64号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第63号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 議案第65号 浜中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第15 議案第65号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第65号「浜中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由を御説明申し上げます。

この度の条例改正は、子ども・子育て支援法に基づく、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生省令第50号」が平成31年3月29日公布されたことに伴い、条例で定める基準などにつきましても、同様に改正を行うものであります。

主な改正内容を申し上げますと、浜中町放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の資格認定の要件などについて、放課後児童支援員の資格認定研修の実施者に、改正前は都道府県知事のみのところ、政令指定都市の長を加えること。

また、教員資格を有する者のほか、教員免許状を有する者への門戸を広げるとともに、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたものを受講対象者に追加するなど、所要の改正をしようとするものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

以上、提案理由を御説明申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第65号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第65号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第16 議案第66号 浜中町立学校施設使用条例等の一部を改正する条例の  
制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第16 議案第66号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第66号「浜中町立学校施設使用条例等の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の改正は、平成28年11月28日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」が公布され、消費税率の10パーセントへの引上げ及び軽減税率の実施時期が令和元年10月とされましたことに伴い、関係する条例をそれぞれ改正しようとするものであります。

改正の内容については、消費税率が現行の8パーセントから10パーセントに変更となることに伴い、「浜中町立学校施設使用条例」、「浜中町総合文化センター設置条例」、「浜中町地域文化館設置条例」、「浜中町社会体育施設設置条例」、「公の集会施設の設置及び管理に関する条例」、「浜中町ふれあい交流・保養センター設置条例」、「浜中町老人福祉センター設置条例」、「浜中町立診療所条例」、「浜中町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」、「浜中町バンガロー等使用条例」、「霧多布湿原センター設置条例」、「浜中町中山間活性化施設設置条例」、「浜中町道路占用料徴収条例」、「浜中町普通河川管理条例」、「浜中町港湾管理条例」、「浜中町公共下水道条例」、「浜中町水道事業給水条例」、「浜中町農業用水道給水条例」の計18条例に関わる使



用料金等について改正するものであります。

なお、施行期日については令和元年10月1日からとなっております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第66号の質疑を行います。

ありませんか。

9番中山議員。

**○9番（中山真一君）** 議案の関係資料に基づいて質問させていただきます。まず45ページのパークゴルフ場の100円が110円になる。これはそれに関わらず、50ページのふれあい交流保養センター設置条例の一部改正で、指定管理者制度に基づき運営されていますゆうゆの研修室等の料金でふれあい風呂も2,160円から2,200円となっていますが、入浴料金については500円そのまま据え置きこれを値上げしない理由がどういうことなのか教えていただきたい。

それから、回数券を発行する場合の額は、この表の利用料金の上限額を勘案し設定するものとするということで、この条例改正には入っておりません。以前は回数券11回分5,000円ということでありましたが、これが今回無くなっているということですが、今後この料金を回数券の設定をする場合には、条例に基づかないで指定管理者が勝手に決められるのかどうかということを確認させていただきます。そして、この指定管理者制度の料金、それからまた、湿原センターの料金もありますが、湿原センターも使用料が変わってきていました。これらの料金というのは町に入るのか、それとも指定管理者に入るのか、その辺を教えてください。

それから、63ページ、水道事業給水条例の専用栓の家事用が、超過料金1立方メートルにつき216円が220円となります。それに比べまして、66ページ、農業用水道給水条例の一部改正で、同じく家事用超過料金1立方メートルにつき110円。農業用水と、一般の水道事業給水条例の料金の違い。同じ家事用というのですから、例えば、洗濯やお風呂に入ったり、飲む水であったり、そういう水だと思うのですが、一般と農水とどこが違うのですか。この違いを教えてください。

それからもう1点、指定管理者制度で運営をされていますところの例えば食品メニュー及び物販についても当然10月1日から8%から10%に変わるのかと思うのですが、その辺の状況は、この条例は関係ありませんけれども、物販及び食品メニューの変

更はあるのかどうか、その点についても教えていただければと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長（澤邊昭彦君）** パークゴルフの100円から110円になった経過ですけれども、社会体育施設の設置条例で10円未満は切り捨てると条例の中で謳っています。平成9年は5%、26年は8%ということで108円でしたので、100円という形で運営させていただいております。今回10%ということで、110円に変更させていただきます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（戸井洋典君）** まず、ゆうゆの入浴料500円の値上げしない理由でございますが、これは使用料ではなく、入湯税の対象となっている部分でございます。浜中町の税条例では、日帰り温泉施設や入浴料1,000円未満は非課税となっておりますので、消費税の対象ではないということで御理解いただきたいと思います。

回数券の件でございますが、昨年10月からの指定管理者制度に移行いたしまして、ほぼ1年が経ちます。指定管理者のほうから、ほぼ1年を通して利用者のニーズ、あとは閑散期の対策として、現在10回分の料金で11回分の回数券を出しておりますが、これを5回分の料金で6回券と、10回分の料金で12回分の回数券にしたいという申し出がありましたので、このたび改正させていただきたいと思います。この料金は指定管理者が勝手に決めるのではなくて、町長と協議することになっておりますので、勝手に決まるということではございません。

それと湿原センターとゆうゆの使用料でございますが、収入については指定管理者の収入ということになっております。よろしいでしょうか。指定管理者の収入です。町に入るべきものではございません。以上です。

物販の関係でございますが、物販はたぶんですが10%になると思います。ただ、食堂のほうの関係はちょっと伺っていませんので、後ほど情報提供したいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 水道課長。

**○水道課長（南秀幸君）** 給水条例の第17条で、浜中町水道事業給水条例の第23条 家事用超過料金1立方メートルにつき220円。それと比較して、農業用水道給水条例の家事用の超過料金1立方メートルにつき110円という、この差が大きいということですが、私も、当時の算定基準というのがちょっとまだ勉強不足なものですから、これから調査しまして、どういった算定基準で決めたかというのは後ほど報告したいと

思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○9番（中山眞一君） 今の水道料金のことですが、先ほど私申し上げましたが、同じ浜中町民でありながら洗濯する水、お風呂の水、料理に使う水、この辺の家事用の水が一般が220円で農水が110円。半分だと。これは同じ町民として、どう見てもおかしい話ではないかと思うのですが、この辺、古くから、前から農林課長やられたりしている町長はある程度事情をわかっているのではないかと思うのですが、わかっている範囲でちょっとその辺教えていただけませんかでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 会議を一時中止します。

（中止 午後 4時39分）

（再開 午後 4時40分）

○議長（波岡玄智君） 中止前に引き続き会議を開きます。

答弁願います。

水道課長。

○水道課長（南秀幸君） 先ほどの家事用の料金の開きのことですけれども、明確な答えがちょっと今出せない状態でありますので、調査して、当時のことから中身を洗い直して、どういった経緯でこの設定になったのかというのを調べて、後ほど改めて答弁したいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○9番（中山眞一君） これから調査して改めて報告しますということですが、それはいつ頃までにその期限をやれる予定なのか、そしてまた、ここにいらっしゃる皆さんもそうですけれども、同じ町民でありながら使う水の料金が違うということはやはりおかしいことですので、やはりこれの料金改正も含めて検討していただければと思います。よろしく願います。そういうことで、いつ頃までに答弁いただけるか。

○議長（波岡玄智君） 水道課長。

○水道課長（南秀幸君） お答えのほうは、明日中までに資料にて提出したいと思しますので、よろしいでしょうか。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第66号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第17 議案第67号 工事請負契約の変更について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第17 議案第67号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第67号「工事請負契約の変更について」提案の理由を申し上げます。

本案につきましては、平成30年9月12日議案第61号をもって議決を得て、現在施工中であります湯沸高台拠点避難地造成工事について、工事内容に設計変更が生じたことから、今後、変更契約をしようとするものであり、契約金額3億2,832万円を3億4,816万4,000円に変更しようとするものであります。

なお、令和2年11月25日としている工期に変更はありません。ここに「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由を御説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第67号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第67号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第18 議案第68号 財産の取得の変更について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第18 議案第68号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第68号「財産の取得の変更について」提案の理由を御説明申し上げます。

本件は、令和元年6月定例議会 議案第52号「財産の取得について」で議決をいただきました「学校用コンピューター一式」にかかるもので、当初、冬季休業中の納入で準備を進めていたところ、消費税改正前の令和元年9月に納入完了の見込みとなったことから、契約金額2,530万円のうち消費税相当分2%の46万円を減額し、契約金額2,484万円に変更を行なうものであります。ここに「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由を御説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第68号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第68号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第19 議案第69号 令和元年度浜中町一般会計補正予算（第4号）

---

○議長（波岡玄智君） 日程第19 議案第69号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第69号「令和元年度浜中町一般会計補正予算（第4号）について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、茶内地区町有住宅及びふれあい交流・保養センター風力発電所の解体工事など、今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳出では、2款総務費では、その他町有財産に要する経費で茶内地区町有住宅解体工事1,650万円、風力発電施設管理に要する経費でふれあい交流・保養センター風力発電所解体工事3,553万円をそれぞれ増額するなど6,693万9,000円を追加、3款民生費では、障がい者福祉給付に要する経費で前年度の国・道支出金の精算による国庫負担金補助等返還金381万6,000円を増額するなど676万円を追加、6款商工費では、中山間地域活性化施設に要する経費で施設修繕料303万3,000円を追加、8款消防費では、避難施設等建設に要する経費で避難施設等建設工事監理業務委託料231万円を追加、9款教育費では、小学

校管理運営に要する経費で霧多布小学校修繕料352万円を追加するなど390万1,000円を追加、以上により、今回の補正額は8,415万4,000円となります。

一方、歳入につきましては、車体課税の見直しに伴い、1款町税、3項軽自動車税に新たに2目環境性能割20万4,000円を増額、7款自動車取得税交付金810万8,000円を減額し、新たに8款環境性能割交付金959万9,000円を増額、幼児教育無償化に伴い、13款分担金及び負担金556万2,000円、14款使用料及び手数料148万8,000円をそれぞれ減額、また各事業の特定財源として、町債563万8,000円を追加し、不足する財源については地方交付税1,446万8,000円、繰越金6,922万6,000円を充てさせていただきました。この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、91億1,713万7,000円となります。次に「第2表 継続費補正」につきましては、本年度より着工予定の一般車庫棟及び防災倉庫建設工事については、いずれも工事が長期間を要し年度内で完了しないことから、令和2年度までの2ヵ年による継続費として予算を計上しようとするものであります。

次に「第3表 地方債補正」につきましては、地方債を財源とする事業の補正によるものであります。

以上、提案の理由を御説明いたしました。詳細につきましては企画財政課長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

（延会 午後 4時50分）